

令和2年第1回(5月)波佐見町議会臨時会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内容
第1日	5月15日 午前10時	金	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案審議

# 令和2年第1回（5月）波佐見町議会臨時会会議録目次

## 第1日目（5月15日）（金曜日）

1. 開 会	2
1. 会議録署名議員の指名	2
1. 会期の決定	2
1. 提案要旨の説明	2
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	5
・ 条例改正・専決処分の承認を求めることについて・令和2年度補正予算・財産の取得	
・ 令和元年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告	
1. 閉 会	75

## 第 1 日 目（5 月 15 日）（金曜日）

### 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 提案要旨の説明
- 第 4 議案第27号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第28号 波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて  
(波佐見町税条例の一部を改正する条例)
- 第 7 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて  
(波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 第 8 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度波佐見町一般会計補正予算(第4号))
- 第 9 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))
- 第 10 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))
- 第 11 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算(第4号))
- 第 12 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))
- 第 13 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度波佐見町一般会計補正予算(第1号))
- 第 14 議案第37号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算について(第2号)

第 15 議案第38号 財産の取得について

第 16 報告第 1 号 令和元年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

## 第1日目（5月15日）（金曜日）

### 1. 出席議員

1番	福田	勝也	2番	城後	光
3番	横山	聖代	4番	三石	孝
5番	北村	清美	6番	脇坂	正孝
7番	百武	辰美	8番	中尾	尊行
9番	尾上	和孝	10番	川田	保則
11番	太田	一彦	12番	堀池	主男
13番	石峰	実	14番	今井	泰照

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田 孝行 書記 伊東 晶子

### 4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬 政太	副町長	村川 浩記
総務課長	朝長 哲也	企画財政課長	藤澤 英忠
商工観光課長	澤田 健一	庁舎建設推進室長	大橋 秀一
税務課長	山口 博道	住民福祉課長	中村 和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀 真悟	建設課長	堀池 浩
水道課長	前田 博司	長寿支援課長	本山 征一郎
子ども・健康保険課長	石橋 万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田 和子
教育長	中嶋 健蔵	教育次長	福田 博治
給食センター所長	井関 昌男	総務課長 電算情報係長	岡 佳伸
企画財政課 財政管財班係長	坂本 昌俊		

---

午前10時 開会

○議長（今井泰照君）

御起立ください。皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第1回波佐見町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

これから議事に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（今井泰照君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番 堀池主男議員、13番 石峰実議員を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（今井泰照君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

#### 日程第3 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

皆さん、おはようございます。本日ここに令和2年第1回波佐見町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

御承知のように、中国武漢から端を発した新型コロナウイルス感染については、終息の兆しが見えないどころか、どこまで続くのか計り知れないのが現状のようです。

政府は7月7日に、感染の拡大スピードが速い7都府県に緊急事態宣言を発出し、さらに9日後の16日には、全ての都道府県に緊急事態宣言を発出し、5月4日には、その期限を5月末まで延長することとされた後、昨日14日には、感染が一定程度に止まっている39の県地域は緊急事態宣言が解除されました。

長崎県においては、4月17日までに17名の感染者が確認された以降は感染者の確認はないようですが、特定の事業者には休業の要請がなされるなど、事業者や住民の皆さんにとっては、いまだかつて経験したことがないと言っても過言ではない状況に置かれています。

感染関係の医療に従事されている全ての皆様方に深く感謝を申し上げますとともに、これまで感染によって亡くなられた方々の御冥福と、感染療養をされている皆さんにお見舞いを申し上げ、1日も早い御回復をお祈りいたします。

幸いにして本町においては感染者の確認はありませんが、これは町民皆様の感染拡大防止に対する御協力の成果であると、厚くお礼を申し上げます。しかし、近隣の自治体を見ても、感染の可能性は身近にあるとの認識を持ち、今後も常に緊張感を持って対応してまいりたいと思っております。

国や県においても各種の緊急対応策が打ち出され、実施されることとなっており、既に実施されている施策もあります。本臨時議会におきましては、この新型コロナウイルス感染に関する国の施策等を踏まえ、さらに本町独自の対策を実施するために、急を要する事項の予算化を提案いたしますので、御理解を賜りたいと考えております。

それでは、本臨時議会に提出しました議案の要旨について御説明いたします。

議案第27号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症等における傷病手当の支給を追加するために所要の改正を行うものであります。

議案第28号 波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、国民健康保険と同様に、新型コロナウイルス感染症等における傷病手当の支給を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第29号 専決第1号 波佐見町税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部が3月31日付で改正されたため、個人住民税、固定資産税等の制度について、所要の改正を行ったものであります。

議案第30号 専決第2号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行令等の一部が3月30日付で改正されたため、保険料の賦課関係について、所要の

改正を行ったものであります。

議案第31号 専決第3号 令和元年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）は、さきの町議会定例会後において、歳入歳出の見込額に増減が生じたものについて補正したもので、歳入歳出予算の総額から2,500万円を減額し、修正後の予算総額を77億5,000万円としたものであります。

歳入では、地方交付税、国庫支出金の増額及び地方特例交付金、寄附金の減額等で、歳出では、庁舎建設基金積立金、財政調整基金積立金の増額及びふるさと納税管理費、障害者総合支援事業費等の減額が主なもので、その他、各費目にわたって事務事業の実績見込みによる予算の整理をしています。

議案第32号 専決第4号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に200万円を追加し、補正後の予算総額を16億8,600万円としたものであります。

歳入では、県支出金の増額及び国民健康保険料、一般会計繰入金の減額が主なもので、歳出では、保険給付費、保健事業費の減額及び基金積立金の増額が主なもので、余剰財源を予備費で調整しています。

議案第33号 専決第5号 令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から50万円を減額し、補正後の予算総額を1億6,490万円としたものであります。

歳入では保険料、一般会計繰入金の減額、歳出では一般管理費、後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものです。

議案第34号 専決第6号 令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から1,180万円を減額し、補正後の予算総額を13億8,040万円としたものであります。

歳入では、国庫支出金の増額、支払い基金交付金、一般会計繰入金の減額、歳出では、基金積立金の増額及び保険給付費、地域支援事業費の減額が主なものです。

議案第35号 専決第7号 令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から320万円を減額し、補正後の予算総額を3億1,960万円としたものであります。

歳入では、諸収入の増額、一般会計繰入金、町債の減額、歳出では、処理場管理費及び管



渠建設費の減額が主なものです。

議案第36号 専決第8号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に14億9,500万円を追加し、補正後の予算総額を95億7,600万円としたものであります。

歳入では、補正額が全て国庫支出金の増額であり、歳出では、新型コロナウイルス感染対策に係る特別定額給付金と子育て世帯への臨時特別給付金及び給付に係る事務費となっています。

議案第37号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出の予算総額に1億9,900万円を追加し、補正後の予算総額を97億7,500万円とするものです。

歳入では、ふるさとづくり応援基金繰入金、地方交付税の増額、歳出では、新型コロナウイルス感染対策に関するものが主なもので、感染予防、感染者、濃厚接触者等の支援に関する事項や、中小・小規模事業者等を支援する緊急経済対策、住民の生活支援等を実施するための予算を計上しています。

議案第38号 財産の取得については、令和2年度予算に計上していた波佐見町消防団第3分団の消防ポンプ車を購入するに当たり、購入予定業者と売買契約を締結するため、地方自治法及び本町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

報告第1号 令和元年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、令和元年度内にどうしても完了できなかった事務事業について、次年度への繰越明許費とするため、地方自治法の規定に基づき、報告するものであります。

以上であります。詳細については御審議の折に説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる決定を賜りますようお願いいたします。

#### 日程第4 議案第27号

##### ○議長（今井泰照君）

日程第4．議案第27号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案について、内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

##### ○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第27号について説明いたします。

波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めるものでございます。

次ページの別紙を御覧ください。

波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

附則第4条の次に、次の4条を加えるものですが、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに、仕事を休むことで給料が支払われない者に対し支給する傷病手当金に関して特例を定めるものでございます。

第5条第1項では、傷病手当金の支給対象者と、対象となる期間についての規定で、給与等の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき、その労務に服することができなくなった日から起算して3日経過した日から、労務に服する期間と定めています。

第2項では、傷病手当金の額についての規定で、直近3か月間の給与等の収入の合計を就労日で割り、その3分の2に相当する額を日額と定めています。

第3項では、支給期間の限度についての規定で、支給を始めた日から起算して1年6月までと定めています。

次のページをお願いします。

第6項では、傷病手当金と給料との調整に関する規定で、コロナの感染または疑いで仕事を休んでも、給料が全額支給をされる場合は傷病手当金の支給はされず、一部給料が支払われる場合で、第5条第2項で計算した額より少ない場合は、差額を支給すると定めています。

第7条では、本来給料として受け取るはずであったにもかかわらず、全部または一部を受け取ることができなかった場合に、町が支給した額を事業主から徴収すると定めています。

第8条では、傷病手当金の適用期間の規定で、令和2年1月1日から支給対象期間の開始日とするもので、終了日については、国支援は現段階では9月30日までとしていますが、コロナの終息状況を見ながら、町長が別に規則で定めるとしてあります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行するとしてあります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

第5条の中で、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して、その労務に服することができなくなった日から起算してとずっとありまして、傷病手当金を支給するというふうになっているわけですが、ここのところは、被保険者でなくて、どうして世帯主に支払われると、支給するということになるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

国保世帯の中にその被保険者ということでその家族の方もいらっしゃるということなんですけれども、通常、国保の申請者というのは世帯主で統一をさせていただいておりますので、今回もその世帯主の方で申請をお願いするということになります。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

一応、国保の制度上、そういうふうになっているのかというふうに思っているわけですが、労働の対価としては、やはり被保険者なんですよね。被保険者の方がこのコロナウイルスで傷病された場合の給与の保障ということになるかと思しますので、やはり原則的に考えれば、被保険者本人に支給するほうが正当じゃないかと、私はそのように思っております。

○議長（今井泰照君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

申請は世帯主で行って、支給といいますか、受給は代理受領ということで、被保険者の口座を指定することもできます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

その代理受領ということが可能なわけですね。その本人に渡るといことがですね。はい、分かりました。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第28号

○議長（今井泰照君）

日程第5. 議案第28号 波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第28号について説明いたします。

波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療保険被保険者に係る傷病手当金の支給に関する特例が、長崎県後期高齢者医療広域連合で定められたことに関連し、その申請受け付けについて定めるものでございます。

次のページの別紙を御覧ください。

波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

後期高齢者医療保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したときや感染が疑われるときに、仕事を休むことで給料が支払われない場合に、先ほどの国保条例と同じく、傷病手当金に支給する特例が長崎県後期高齢者医療広域連合で定められました。そのため、条例に定めている町が行う事務について、傷病手当金の支給に関する事務を追加するものです。

第2条中、第8号を第9号とし、8号として、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を規定するものです。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（今井泰照君）**

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井泰照君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井泰照君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号 波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（今井泰照君）**

起立全員であります。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第29号

**○議長（今井泰照君）**

日程第6. 議案第29号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

税務課長。

**○税務課長（山口博道君）**

続きまして、議案第29号について御説明を申し上げます。

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて。

波佐見町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求めます。

令和2年5月15日提出。

次のページをお願いします。

専決第1号。

専決処分書。

波佐見町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日。

専決理由でございますけれども、令和2年3月31日付で地方税法の一部が改正公布され、令和2年4月1日から一部の規定が施行されるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。

次からの1ページから11ページまでは実際の改正分となりますけれども、非常に分かりにくいと思いますので、12ページから始まります新旧対照表、これと議案と一緒に送付をいたしました改正概要に沿って御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、改正概要を御覧いただきたいと思っております。

今回の主な改正内容は、大きく分けますと3点ございます。

1点目は、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡夫控除の見直しであり、これは全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について同質の控除を適用するというものでございます。

2点目は、固定資産税の課税の見直しで、これは所有者不明の土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保を行うための措置を講ずるというものでございます。

3点目は、町たばこ税の課税の見直しであります。これについては、紙巻きたばこに類似した軽量の葉巻たばこについて、紙巻きたばこと同等の税負担となるよう税率を改正するというものでございます。

それでは、下の表に沿って説明をいたします。

まず、第1条による改正の1番目で、第24条第1項第2号、個人の町民税の非課税の範囲ではありますが、新旧対照表は12ページであります。これまでの寡夫、夫のほうでございますけれども、寡夫をひとり親に改めるという字句の修正になりますが、非課税の対象に未婚のひとり親を対象とするもので、夫のほうの寡夫はひとり親に含まれるものとして削除するものでございます。

次の第34条の2、所得控除でありますけれども、新旧対照表は同じく12ページです。ここでは、これまでの第12項としていたところを第11項に、それから、寡婦（寡夫）控除額としていたところを、寡婦控除額、ひとり親控除額に、それから、第7項及び第12項としていたところを、第6項及び第11項に修正するものでありますけれども、冒頭説明しましたとおり、婚姻歴の有無にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について同一の控除を適用するための改正でございます。

次に、3番目の第36条の2第1項、町民税の申告については、新旧対照表は、13ページ、14ページになりますけれども、地方税法の改正により、条例の中に出てきます第314条の2、第5項を第314条の2第4項へ修正するという税法条文の改正になります。

続いて、4番目の第36条の3の2、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書と、その下、第36条の3の3、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書については、新旧対照表、14ページ、15ページになりますけれども、それぞれ見出しや条文中の文言の修正、また、それぞれ第1項第3号を削除しており、削除に伴う項ずれの修正をしております。この中で特に大きな改正点は、ひとり親の非課税措置に伴い、児童扶養手当の受給を要件としておりました単身児童扶養者という字句を削除しております。

続いて6番目の第48条第2項、法人町民税の申告納付につきましては、新旧対照表、15ページ、16ページになります。ここでは、租税特別措置法の改正による項ずれを修正しておりますが、内容は内国法人と外国法人との関係における控除規定を改正しているものであります。

次に、7番から11番までの、第54条第2項から第7項固定資産税の納税義務者等につきましては、新旧対照表では16ページから19ページまでになりますけれども、ここでは字句の修正、項の新規追加、また、それに伴う項ずれの修正等が主な改正になります。

この中で、特に9番目の第54条第5項は、所有者不明等の固定資産について、使用者を所有者とみなす制度を拡大するために新たに項を追加しています。新旧対照表で言いますと17

ページの中段になります。

次に、12番、13番の固定資産税の課税標準についての改正につきましては、法改正に伴って変更になった地方税法条文の修正になります。一番下の第74条の3、ここで訂正をお願いしたいと思います。現所有者の追加というふうにしておりましたけども、現所有者の申告の誤りでございました。現所有者の申告に訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございません。

第74条の3の改正につきましては、新旧対照表の20ページから21ページになります。これは、今回の法改正に伴って新たに追加されたものであり、第1項第1号から第3号まであります。この内容につきましては、登記簿上の所有者が死亡している場合における当該土地、または家屋を所有している者に、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日以降の日までに、固定資産税の賦課徴収に必要な現所有者の住所、氏名、または名称等の事項を申告させることができるということを規定したものであります。

続いて、改正概要の2枚目になります。一番上の第75条第1項、固定資産に係る不申告に関する過料については、字句の修正が主で、内容的にはほとんど変わっておりませんが、途中、現所有者が前条の規定によりという文言が追加されております。

次の16番から21番にかけては、たばこ税の課税標準、課税免除、申告納付の手続に関する改正でありますけれども、新旧対照表は21ページから23ページまでになります。この中で、16番についての第94条第2項につきましては、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しを図るため、条文の最後に、1本当たり0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定を、紙巻きたばこの0.7本に換算するものの規定を追加しております。

また、18番の第96条第2項につきましても、新たに追加された項になりますが、これは課税免除を受けようとする卸売販売業者等に対しまして、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の保存を前提に適用する旨を規定したものであります。

そのほかにつきましては、法改正に伴う字句の修正、あるいは項ずれの修正を行っております。

次に、第2条による改正になりますが、まず1番目の第48条第1項から第16項につきましては、法人の町民税の申告納付に関する改正でありますけれども、新旧対照表は、ちょっと飛びまして、47ページから53ページになります。ここでの改正点は、法改正に伴う字句の修正等が主になりますけれども、併せて、これまでの第9項を削除したことにより、次項以降



の項ずれが発生したため、その修正を行ったものであります。

2番目の第94条第2項、たばこ税の課税標準につきましては、新旧対照表は、57ページ、58ページになります。これは、第1条による改正の16番におきまして、同じ第94条第2項の改正を行っております。今回のたばこ税の改正は2段階の改正になりますけれども、第1条の改正では、1本当たり0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定を、紙巻きたばこの0.7本に換算すると規定し、その施行時期を令和2年10月1日としておりますけれども、第2条の改正では、第1条の改正で0.7グラムとしていたところを1グラムに、また、0.7本としていたところを1本に改め、この改正の施行時期を令和3年10月1日とするものであります。

この課税方式の見直しにつきましては、たばこ関係事業者に与える影響に配慮する観点から、激変緩和を図るために、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間については、0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばことみなして課税する措置を講じ、令和3年10月1日から、1グラム未満の葉巻たばこを紙巻きたばこの1本に換算して課税するというような経過措置を講じた上で、段階的に見直すこととしたものであります。

最後の附則第8条の改正につきましては、町たばこ税に関する経過措置の改正で、新旧対照表でいいますと、65ページ、66ページであります。ここでは、条文中に出てきます平成表記の年月日を全て令和へと元号を修正するものであります。

以上が改正の主なものであります。これ以外にも多くの改正事項がありますけれども、このほかの改正事項につきましては、下段に書いておりますように、その多くが条例中の字句や上位法の条項、号の修正、追加、削除及びそれに伴う項ずれの修正、また、本町税条例の中で示している期日、期限等の元号修正等が主なものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（今井泰照君）**

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井泰照君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井泰照君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり承認されました。

#### 日程第7 議案第30号

○議長（今井泰照君）

日程第7. 議案第30号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

それでは、議案第30号について御説明申し上げます。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて。

波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

専決第2号。

専決処分書。

波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

提案理由でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布され、令和2年4月1日から施行されるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。

3ページをお願いいたします。

別紙でございます。

波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町介護保険条例の一部を次のように改正するものでございますが、中身につきましては、昨年度に引き続きまして、保険料の軽減に対するものでございます。その対象となる第2条の改正を行っており、第1項は元号の改め、第2項から第4項は対象年度と金額を改

めております。

5ページのほうをお願いいたします。

その概要でございますが、今回の条例は低所得者に対する保険料軽減を図るものとなっております。

主な改正内容を御覧いただきたいと思いますが、①番のところですが、第1段階から第3段階の保険料に係る軽減の見直しとして、基本料に乗じる調整率の改正が行われたことにより、下記表のような改正となっております。

第2条、第1項の部分におきまして、ここでは改正しておりませんが、本来であれば第2条、第1項第1号から第9号に本来の介護保険の保険料が記載されているところですが、これを今回の条例改正によりまして、第2項から第4項、この内容におきまして、第1項の保険にかかわらず、軽減された保険料を用いるものとなっております。

第1段階につきましては1万9,800円、第2段階につきましては3万3,000円、第4項につきましては4万6,200円、第1段階の部分は第2項に、2段階の分は第3項、第3段階は第4項のほうに記載をしているものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（今井泰照君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井泰照君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井泰照君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号 専決処分承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（今井泰照君）**

起立全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり承認されました。

## 日程第8 議案第31号

### ○議長（今井泰照君）

日程第8. 議案第31号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

### ○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第31号 専決第3号 令和元年度波佐見町の一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したものについて、承認を求めるものでございます。

内容としては、歳入歳出それぞれ2,500万円を減額し、総額を77億5,000万円とするものです。

繰越明許費の追加及び変更については、第2表繰越明許費補正によります。

地方債の変更については、第3表地方債補正によります。

今回の補正は、令和元年度一般会計の最終補正として、決算見込みによる事業費の増減と、それに伴う財源補正を行い、見込まれる決算剰余金を特定目的基金へ積み立てることが主なものです。

6ページをお願いします。

第2表繰越明許費の補正ですが、1番で追加としておりますのは、総合文化会館設備改修事業において、3月に実施しました入札が不落となったため、803万4,000円を繰り越すこととなったものでございます。

2番の変更分につきましては、さきに承認いただいた繰越事業のうち、6事業において、令和元年度内の執行状況により繰越額を変更するものでございます。内訳はそれぞれ記載のとおりです。

7ページをお願いします。

第3表地方債の補正ですが、四つの事業でそれぞれの事業費の変更等に伴い、起債対象額に対する借入れ可能な充当率でいずれも減額補正を行っており、内訳は記載のとおりでございます。

次に、歳入に関し、主なものを説明します。

11ページをお願いします。

1 款、3 項、2 目の環境性能割ですが、これは、昨年10月 1 日の消費税10%への引上げに合わせました自動車取得税の廃止に伴い導入されたものでございます。当初予算編成時には制度開始が未確定でしたので予算計上しておりませんでした。制度が開始され、元年度の額が確定したことに伴い、今回計上したものでございます。

12ページをお願いします。

12ページの 2 款、地方譲与税から21ページの 9 款、地方特例交付金につきましては、実績に基づき補正を行っております。

22ページをお願いします。

9 款、2 項、1 目、1 節の子ども・子育て支援臨時交付金の幼児教育無償化分につきましては、当初予算編成時には交付金との連絡を受けておりましたが、実際には国庫負担金として歳入があったため、3,191万4,000円を減額補正するものでございます。

これに対しまして、29ページを御覧ください。

14款、1 項、1 目、民生費国庫負担金の 3 節、子どものための教育・保育給付費を3,186万円増額補正しております。

すみません、23ページにお戻りください。

10款、1 項、地方交付税ですが、3月に特別交付税が交付され、その実績に伴う補正でございます。5,327万4,000円の増額補正を行っております。

24ページをお願いします。

11款、交通安全対策特別交付金から、36ページの15款、県支出金につきましては、実績等に応じて増減しているところですが、30ページの国庫補助金を御覧ください。2 目、2 節、児童福祉費補助金につきましては、新型コロナウイルス対策分として、子ども・子育て支援事業費に274万3,000円、保育対策総合支援事業費に247万5,000円を増額補正しております。なお、子ども・子育て支援事業費については、延長保育、一時預かり、放課後児童クラブ、子育て支援センターきしゃぼっぼへの消毒液配付や、臨時休校に伴う放課後児童クラブ開所に係る経費、保育対策総合支援事業費については新型コロナウイルス感染症対策の備品購入補助となっており、補助率は国10分の10となっております。

38ページをお願いします。

16款、2 項、財産売払収入ですが、6 件の土地について払下げしたものでございます。

39ページをお願いします。

17款、1項。寄附金ですが、2目のふるさとづくり応援寄附金は、実績により4,980万円減額しておりますが、総額としましては、前年度比約1.5倍の14億20万円となりました。

40ページをお願いします。

43ページまでの20款。諸収入につきましても、実績に応じて増減しております。

44ページをお願いします。

21款、1項の町債ですが、7ページの地方債補正で説明しましたとおり、各事業や起債対象額の変更により、いずれも減額補正を行っております。

次に、歳出に移りますが、こちらは各担当課から説明します。

まずは、企画財政課所管分から説明します。

46ページをお願いします。

2款、1項、5目。財産管理費の25節。積立金ですが、これは先ほど御説明いたしましたとおり、決算剰余見込みを当て込みまして、庁舎建設基金に1億円の積立てを予定しております。

また、9目。財政調整基金費の25節。積立金ですが、財政調整基金に4,500万円の積立てを予定しています。

同じく46ページの6目。企画費の19節ですが、人づくり・まちづくり事業費補助金及び地域振興事業費補助金につきましては、自治会など実施主体の補助事業執行の実績に応じ、それぞれ減額しております。

47ページをお願いします。

15目。ふるさと納税管理費ですが、寄附の実績に応じ、必要な経費を減額しております。

17目。地域づくり事業費ですが、地域おこし協力隊員の一人が年度の途中で退任されたことに伴いまして、減額しております。

48ページをお願いします。

18目。地方創生推進費ですが、コンプラプロジェクトをはじめ、各事業につきましては、実績に応じ減額しております。

企画財政課からは以上でございます。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、総務課に関係するところを御説明いたします。

46ページをお願いします。

2款、1項、2目、すみません、1目の12節。役務費でございますけども、通信費を205万減額しておりますけども、こちらにつきましては、昨年、30年までは、大口の税とかというところもこの項目から支出をいたしておりましたけども、昨年度から、担当の課のところで支出しようということになりました関係で、こういったマイナスの影響が出ております。それと、ちょっと飛びまして、73ページでございます。

9款、1項、2目の9節。旅費でございます。費用弁償費として153万7,000円減額しておりますけども、こちらにつきましては、昨年のコロナの関係で、3月の予定しておりました訓練と、あと2分団が訓練を予定しておりましたが、そちらの訓練が取りやめになったということで、これだけ減額をしておるものでございます。

以上、総務課の説明を終わらせていただきます。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは、庁舎関係の説明をさせていただきます。

48ページを御覧ください。

2款、1項、19目。新庁舎建設事業費、13節。委託料、基本設計業務委託料530万円の減となります。内訳としましては、当初予算編成時に地盤設計業務を入れておりましたが、現地状況などを精査した結果、今回の基本設計には地盤設計が必要ないと判断し、530万円の減額としました。

以上です。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

次に、税務課関係の御説明を申し上げます。

49ページをお願いいたします。

2款、2項、2目。賦課徴収費、13節。委託料、土地評価路線価更新業務委託料としまして128万4,000円の減額をいたしております。これは、昨年度、路線価更新業務を安価で委託契約できましたので、予算残額を減額したものでございます。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

それでは、住民福祉課に関する説明を行います。

50ページを御覧ください。

2款、3目、失礼しました。2款、3項、1目。戸籍住民基本台帳費、194万2,000円を減額するものであります。主なものは13節。委託料で、個人番号通知カード発行業務委託料の減額でございます。

次に、53ページを御覧ください。

3款、1項、1目。社会福祉総務費で342万1,000円を減額するものです。主なものは、13節。委託料で、プレミアム付き商品券交付事業委託料の減額でございます。

次に、54ページを御覧ください。

3款、1項、3目。障害者福祉費でございます。1,390万円を減額するものです。主なものは、20節。扶助費で1,331万3,000円を減額します。減額するものです。主なものは、福祉医療費で298万5,000円、日常生活用具給付費157万8,000円、少し飛びまして、補装具給付費152万4,000円の減額、二つ飛びまして、訓練等給付費で235万4,000円の減額。次ページ、55ページになりますが、2段目の介護給付費療養生活短期入所・施設入所支援で、145万6,000円を減額いたします。

次に、56、57ページをお願いいたします。

3款、2項、2目。児童措置費で、335万7,000円を減額いたしますが、このうち住民福祉課で関連するものは、20節。扶助費でございます。57ページになりますが、障害児通所支援給付費で118万9,000円を減額するものであります。

以上が住民福祉課関係でございます。

○議長（今井泰照君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明いたします。

53ページをお願いします。

3款、1項、1目。社会福祉総務費、28節。国民健康保険事業特別会計繰出金を107万4,000円減額しています。出産育児一時金の確定が主な要因です。

56ページをお願いします。

3款、2項、1目。児童福祉総務費の中の13節。委託料ですけれども、117万円を増額し



ております。主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策で、3月に小学校が臨時休校しましたが、その際、放課後児童クラブに午前中も預かっていただけるよう委託したもので、196万3,000円を委託しております。

19節. 負担金補助金及び交付金を203万4,000円増額しておりますけれども、こちらも新型コロナウイルスの関係で、町内の認定こども園、保育園に感染予防のためのマスクや消毒を購入する費用を補助したものです。

20節. 扶助費、福祉医療費を実績見込みで181万4,000円減額しています。

3款、2項、2目. 児童措置費、13節. 委託料を200万円減額していますが、実績見込みにより、私立保育園への委託費を200万円減額し、20節の扶助費のうち認定こども園の給付費を2,200万円増額しています。

58ページをお願いします。

4款、1項、2目. 予防費、13節. 委託料を250万円減額しています。予防接種件数が予想よりも下回ったことによるものです。

3目. 母子衛生費、13節. 委託料、母子健康診査委託料を実績見込みで170万円減額しています。

20節. 扶助費、未熟児療養医療費を実績見込みで135万3,000円減額しています。

4目. 健康増進費、13節. 委託料を122万8,000円減額しています。主なものとして、風疹抗体検査委託料を実績見込みで103万5,000円減額しています。

以上で、子ども・健康保険課所管の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

それでは、長寿支援課所管分について御説明申し上げます。

53ページ、54ページになります。

3款、1項、2目. 老人福祉費、全体として652万6,000円を減額しております。

主な内容としましては、54ページを御覧ください。

20節. 養護老人ホーム入所措置費、2名の退所に伴いまして、78万円の減額。28節. 介護保険事業特別会計繰出金、介護保険事業における保険給付費地域支援事業の減額に伴いまして505万円の減額をしております。

以上で長寿支援課所管の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

それでは、農林課所管の主なものを説明をさせていただきます。

61ページをお願いいたします。

6款、1項、3目。農業振興費でございますけれども、86万7,000円の減額となっておりますけれども、こちらは実績による減額となっております。

それから、82ページをお願いいたします。

11款、1項、1目。農地農業用施設災害復旧費でございますけれども、62万2,000円の減額といたしております。こちらは入札による減が主なものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

続きまして、商工観光課所管の主なものを説明いたします。

48ページをお願いいたします。

2款、1項、18目。地方創生推進費でございますけれども、13節。委託料の中で、上から四つ目、航空会社連携プロジェクト委託料105万8,000円の減額ですが、これについては、当初、200万円の事業費を計上しておりましたけれども、イベント、また、飛行機での機内販売、そういった商品開発等を予定しておりましたけれども、コロナの影響等もございまして、思うように事業が進まないところもありまして、100万程度の減額となっております。

次、64ページをお願いいたします。

7款、1項、2目。商工振興費で、その中の19節。窯業人材育成等産地支援事業費補助金、587万4,000円の減額でございますが、これについては、令和元年度よりこの窯業人材の研修生の条件を見直して募集を行いました。当初計画では、3人を8か月間の研修生を募集する予定でございました。ところが、募集いたしましたけど、なかなか応募がないという状況で、今年の2月から一人来ていただきましたので、一人分の2か月分のみ実績があるということで、この分は大きな減額が生じております。

あと、同じページの7款、1項、3目。観光費の中の13節。委託料、岩峠駐車場管理委託料129万5,000円の減額については、御存じのとおり、当初、昨年10月から駐車場をオープン予定でございましたけれども、諸般の事情によりずれ込みまして、1月15日からオープンし

ました。その2か月半分分で、その分で129万5,000円減額しております。この委託料については、管理会社への委託費の支出でございます。

次のページ、65ページの7款、1項、同じく3目の19節、一番下の観光協会運営費、運営事業費補助金234万3,000円の減額については、令和元年度より本町の職員を出向していただいたことにより、その分の人件費が浮いたということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

それでは、建設課所管の主なものについて説明をいたします。

69ページをお願いいたします。

8款、2項、3目、道路橋梁改良費の19節ですけれども、県道整備事業負担金が、実績により394万9,000円を減額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、教育委員会事務局関係の説明を行います。

74ページをお願いいたします。

10款、1項、2目、事務局費、7節、賃金でございます。140万円の減額でございますが、特別支援教育支援員、そして学力向上支援員の勤務実績に応じた減額でございます。

次ページ、75ページをお願いいたします。

10款、2項、4目、中央小学校管理費、15節、工事請負費440万円の減額を行っております。主なものとして、学校設備改修工事で360万円行っております。これについては、中央小学校にあります焼却炉の撤去を3月の春休みに行うということで計画をしておりましたが、長崎県ダイオキシン類等安定化処理事業協同組合が、そこに委託をしようと考えておったんですが、年末に解散しまして、ちょっと発注ができませんでした。令和2年度で、改めて設計を行って、しかるべきに予算を上げたいと考えておりますので、令和元年度については落としたところでございます。

次ページをお願いいたします。

76ページ、同じく10款、2項、7目、南小学校管理費でございます。15節、453万円の減

額を行っております。主なものとしまして、学校設備改修工事で403万円の減額でございますが、これも先ほどと同じ理由でございますが、焼却炉の発注ができなかったために、やむを得ず減額を行ったものでございます。

そして、78ページをお願いいたします。

10款、4項、1目。社会教育総務費、25節。積立金でございますが、児童文化基金積立金に502万円を計上させていただいております。今回、団体、1団体、そして個人から1件、計2件の寄附の申込みがあったことに伴いまして、全額を基金のほうに積立てを行っております。

次、80ページをお願いいたします。

10款、5項、1目。保健体育総務費、19節。負担金補助金及び交付金でございますが、全国大会等出場補助金で92万円の減額を行っております。これについては、3月に予定をされておりました九州大会、全国大会の中止に伴いまして、それぞれ1団体ずつの支給を想定しておりましたが、大会が中止になったことに伴い補助金が支出できなかったために、減額をするものでございます。

次、2目。保健体育施設費でございます。工事請負費で370万3,000円の減額でございますが、それぞれ工事实績に伴う減額でございます。

以上で、令和元年度一般会計補正予算第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（今井泰照君）**

しばらく休憩します。11時20分より再開いたします。

午前11時9分 休憩

午前11時20分 再開

**○議長（今井泰照君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第31号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

北村議員。

**○5番（北村清美君）**

46ページの25節。庁舎建設基金積立金1億とありますけども、今の残高は幾らでしょうか。それともう一つ、続けていいんですかね。それと、その同じページの積立金の財政調整基金

積立金4,500万とありますが、この今の残高はどのぐらいかということと、78ページの25節の積立金、児童文化基金積立金とありますが、この今の現在の残高をお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

基金の残高についてのお尋ねでございますが、令和元年度末の基金の状況として、まず、ふるさとづくり応援基金、こちらが、今回の1億円を積み立てることで、10億3,000、失礼しました。庁舎建設、今回の積立てによりまして、令和元年度末、7億6,177万2,000円となります。

○5番（北村清美君）

もう一度お願いします。7億。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

7億6,177万2,000円でございます。

次に、財政調整基金でございますが、令和元年度末、6億3,634万7,000円となります。

続きまして、児童文化基金でございます。こちらが4,438万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

まず最初に、38ページですね。16款の2項の1目ですが、土地のほうの売払い収入に、こちらの土地を売却されたかということと。

48ページになりますが、2款、1項の19節で、新庁舎建設事業費の中で、地盤設計必要なしというふうなことで減額されている。こういう判断はどこでどういう形でされたのか。当然、地盤に関しては、設計含めてやることで計画されておりますが、ないという判断は、どういう機関で、どういう専門家でやられたのかということをお聞きしたい。

同じく、2款、1項、18目。地方創生推進費の中の委託ですね。委託料で、乗合タクシー48万の減ですが、これはどういう理由でしょうか。それだけ利用者がなかったのかどうかというところをお聞かせください。

以上です。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

私のほうから、土地の払下げについて御説明いたします。

この315万3,000円のうち、一番大きなものとして、甲辰園グラウンド横の鉄塔用地、こちらを九州電力のほうに払下げております。こちらが、金額が102万5,797円でございます。残りとしましては、個人の皆様へ宅地などを払下げております。

以上でございます。

○4番（三石 孝君）

何をですか。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

宅地ですね。宅地などですね。基本は、多いのは里道ですね。里道。

○4番（三石 孝君）

何件。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

九電も合わせまして6件です。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

地盤設計についての質問にお答えします。

一般的な項目の図としては、地盤設計の計上は必要になってきますが、ここの庁舎の下水道工事を行ったときに、ボーリング調査を行ってございまして、そこでもう岩盤がすぐ出てくるような状態になっております。そこで、岩盤がもう、すぐ出てくるような状態であれば、布基礎とか、べた基礎とか、くいを、軟弱地盤とかでくいを打つような設計を行わなくていいということで判断を行いまして、今のところ、地盤設計を、無駄なお金というか、予算を上げないような形で省いております。

以上です。

○4番（三石 孝君）

誰がしたんですか。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

判断ですか。判断は庁舎建設推進室のほうで行っております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

48ページの2款、1項、18目、乗合タクシー運行業務委託料の48万の減額については、これは有田・波佐見乗合タクシーの部分でございまして、有田駅からこちらに来る観光客目当ての、目的の乗合タクシーでございます。実際は、昨年と比べて、昨年の委託料が39万5,000円が49万6,000円ということで増加しております。しかしながら、この増加要因というのは、タクシーの運賃メーターが改正になって増加したもので、実際の利用人数は若干減っております。乗車延べ人数で880人から815人ということで減っているんですけども、それは、2月、3月の大幅な減少ということで、1月までは前年を上回るペースで来ていたということでございます。

以上です。

それで、当初予算を期待値を込めて100万円ほどでしていたということで、この減額が生じているものでございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

その48ページの、今、庁舎建設事業費に関する地盤設計なしの件なんですけど、では、現在行われているボーリング調査、今行われているんですけど、あれは何のためにやっているのかというのを教えてください。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

下水道の工事の際には調査を行っておりますが、今度、庁舎、新庁舎建設位置が、今、職員駐車場となっております上段の位置になりますので、その部分の調査を、その調査の範囲を5か所、両端4か所と真ん中を1か所させていただいて、確実なデータを取らせていただいて、それで基礎、形状を決定したいと思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

79ページをお願いします。10款、教育費、4項、社会教育費、5目、歴史文化交流館整備事業費なんですけれども、地方債が880万円の減で、一般財源が780万、ほかの財源が100万円となっていますけど、変更された要因を教えてください。

○議長（今井泰照君） 財政管財班係長。

○企画財政課財政管財班係長（坂本昌俊君）

この地方債と一般財源の組替えについては、極力、町債の発行を抑えようというのが主な要因であります。元年度の状況を見て、地方債を減らして、一般財源で対応しようというところで、こういう一般財源との組替えが出てきております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

48ページの、2款、1項、18目、15節と18節なんですけども、この岩峠駐車場観光案内所看板設置工事、それから、その下の観光案内所備品購入費なんですけど、これ、あそこにプレハブと、何か横にも建っているんですけど、そういうものとの関連性ですね。ちょっとその説明をお願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

岩峠の駐車場内に設置をしております観光案内所については、観光案内所のそのものの設置工事と、あと、周辺への誘導する看板の整備を行っているところでの計上でございます。

あと、中の備品購入費については、観光案内所の中に事務機能を持たせるということで、机とか、カウンターとか、パソコンとか、そういった備品類を整備しているところで、当初は、4月、すぐにでも開業したかったんですけども、今こういう状況ですので、開業を見合わせているという状況でございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それと、この観光案内所ですけど、いろいろ物議を醸し出しているじゃないですけど、看



板等のちょっと派手さといえますか、若干その評判がよくないんですけど、その辺のところはどういうふうに聞いておられて、その辺の変更というか、そういうのは考えていらっしゃるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

その観光案内所のデザインの部分については、ある一部の方から聞いております。何な、ありゃあと聞いております。看板、事業者にデザインをちょっとお願いをして、ある程度ちょっと遠くからも目立つようにということであのような色合いにさせていただきましたけども、また、すぐその看板を、これは補助事業でしていますので、すぐ変更というのはできませんので、今のプレハブの上にぽんとか載っているような感じがちょっと少し違和感がありますので、例えばこのプレハブの周りに、ちょっと黒っぽい木で板を貼るとか、何か少し装飾して、もう少し雰囲気よくできたらいいなということで、ちょっと、それはまた後日行うべきじゃないかというふうに思っております。また、だんだん目が慣れてくるんじゃないかということもちょっと思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

6ページをお願いいたします。先ほど繰越明許のところ、教育委員会のほうから、総合文化会館の設備の改修事業で不落となったということで御説明いただきました。これは不落になった原因が何か分かればお願いいたします。

それと、すみません、73ページをお願いいたします。9款、1項、消防費の目が2目でございます。予定しておりました大会がなくなったということなんですが、これ、中止になったのか、来年にまた延期になったのか、そこ辺りの説明をお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

6ページ、第2表繰越明許費、1の追加の10款、4項の総合文化会館設備改修工事でございます。企画財政課長の説明にあったとおり、建築基準法に基づく総合文化会館の非常用照明を令和元年度から3か年に分けて工事をかけるようにしておりました。3月12日に入札を

しましたが、全て予定価格を下回ったということで、安く皆さん応札をされました。原因をよく見たんですが、やはり設計上、あるメーカーの型番を載せとったんですが、同等品ということでしておりましたので、応札された業者さん全て、やはりその辺を頑張って安いやつを持ってこられたのかなと思いました。したがって、これは令和2年度に繰り越して、その辺の実勢価格を調査して、改めて入札にしたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

73ページの消防の大会でございますけども、今のところ中止という連絡で、延期という連絡は入っておりませんので、中止されたものと思っております。あの大会につきましては、基本的に2年に一度、ずっとあっておりますので、2年後が大会になってくるのかなと、こちらとしてはそういうふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

2年後になるんじゃないかなということですが、そのときはまたこの波佐見町のほうから代表として出すんでしょうか。それとも、また違うところに行くんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

これから東彼分会、東彼杵郡の中の消防団の関係者の方と協議することになろうかと思えますけれども、多分また2分団がそのままスライドするんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

69ページ、お願いします。2目と3目ですけども、2目で13節の委託料、町道樹木管理業務委託料ですね。この辺がもう53万2,000円も減額されている理由ですね。当初予定されていることからすると、満額使ってもいいんじゃないかというふうにこっちは思うんですけども、なぜこのような金額が減額されたかということと。

3目の19節、県道整備事業負担金、これはもう394万9,000円と減額されています。これは

どこの部分を計画されていて、それが実施されなかったのかとか、また、多めに負担金を考えられていたのか、そこら辺の理由をお願いします。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

まず、8款、2項、2目。道路橋梁維持費の中で、樹木管理業務の委託が53万減ということですけども、当初予定していたところが安く済んだと。議員言われるとおおり、ほかのところももっとしとけばよかったということですけども、そうですね、時間があればしとればよかったと思います。

下の県道整備事業の負担金ですけども、これは野々川の波佐見山内線の分です。当初、工事を予定していたんですけども、元年度は調査設計のみとなっております。それで、負担金がちょっと減っております。今年度、工事を行う予定になっております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

同じく69ページの2目ですが、今、御説明を受けましたけれども、この町道樹木管理業務委託料というのは、両サイドに、支障木とは違う管理なんですか。それとも、町道を管理する上で通行に支障するものも含めたところの樹木管理なんでしょうか。仮にそういうことで、この道路橋梁維持費の中で対応できるのがあれば、広範囲に流用をしながら、支障木等も伐採はまだできていないところは町内多数ございます。そういうのに生かしながら、最終的に不用額として減額されるのは分かりますけど、その項目に限ってという部分で、安く済んだからというふうな部分よりも、もっと予算を有効に活用する方法で、各部署とも調整を、町民のために予算を活用するような方向というのは考えられなかったんだ。そういうふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

ここに上げています町道樹木管理業務、これは波佐見縦貫線を予定しとったわけですけども、その他の町道に関しては維持管理のほうでやっておりますので、ここの減額とまた別のお金でやっておりました。これを有効に使ってはどうかということですけども、また、いろ

いろ今後検討していきたいと思います。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第31号は原案のとおり承認されました。

#### 日程第9 議案第32号

○議長（今井泰照君）

日程第9. 議案第32号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第32号 専決第4号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

内容を説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,600万円とするものでございます。

内容につきましては、決算見込みに伴う調整となっております。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

1 款. 国民健康保険料、1 項、1 目. 一般被保険者等国民健康保険料、3 から 6 節の合計 239 万 8,000 円の減としております。実績見込みによるものです。

9 ページをお願いします。

4 款. 県負担金、1 項、1 目. 保険給付費交付金について、1 節. 普通交付金、1,813 万 4,000 円の減、2 節. 特別交付金、4,337 万 2,000 円の増としております。いずれも交付決定によるものですが、1 節. 普通交付金は保険給付費等の減によるもので、2 節. 特別交付金は、対象事業に伴う費用分の追加交付のほか、前年度の特定健康受診率が評価され、追加交付されたものです。

11 ページをお願いします。

6 款. 繰入金、2 項、1 目. 一般会計繰入金について。事務費に係る費用及び出産育児一時金相当分等の実績に伴い、107 万 4,000 円減額しています。

15 ページをお願いします。

8 款. 諸収入、4 項、2 目. 一般被保険者第三者納付金については、対象がなかったため、全額の 190 万円を減額しています。

7 目. 特定健康診査等負担金については、平成 30 年度の受診実績に基づき決定されるもので、過年度精算分として受け入れた収入になります。156 万 6,000 円を増額しています。

次に、歳出でございます。

18 ページをお願いします。

2 款. 保険給付費、1 項. 療養諸費、1 目. 一般被保険者療養費給付金、4,173 万 6,000 円の減、2 目. 退職被保険者等療養給付費、230 万 4,000 円の減、続きまして、次ページ、19 ページ、2 項. 高額療養費、2 目. 退職被保険者等高額療養費、107 万 2,000 円の減。医療費に係る実績見込みによりそれぞれ減額をしております。

21 ページをお願いします。

2 款、4 項. 出産育児金、1 目. 出産育児一時金、126 万円の減、出産に係る実績で減額しています。

24 ページをお願いします。

4 款. 保健事業費、1 項、1 目. 保健衛生普及事業費から 142 万 1,000 円を減額しています。短期総合健診の費用など、実績に基づくものです。

25ページをお願いします。

4款、2項、特定健康診査等事業費、1目、特定健康診査等事業費から101万4,000円減額しています。特定健康診査委託料の実績見込みで減額をしています。

26ページをお願いします。

5款、1項、基金積立金、1節、準備基金積立金については、令和元年度の決算見込みで剰余が見込まれましたので、5,000万円を増額しています。

28ページをお願いします。

8款、1項、1目、予備費については、予算の調整で192万3,000円を増額しています。

以上で、令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**○議長（今井泰照君）**

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

**○4番（三石 孝君）**

26ページですね。1目で準備基金積立金、6万7,000円が補正前ですけど、補正が5,000万と、この理由を明確に教えてください。

**○議長（今井泰照君）** 子ども・健康保険課長。

**○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）**

当初、6万7,000円の予算を計上している分は、基金の利子分ですね。利子をそのまままた準備金に積み立てるということで、利子相当分を当初予算のほうに計上しておりました。今回、補正にありますとおり、その交付金ですね。2ページ、3ページをお開きしていただいでですね。県の支出金あたりで、増額部分とか、あるいは歳出でいいますと、特に療養費ですね。こちらのほうが予定よりも少なく済んだということで、剰余金が約1億ほど見込まれましたので、その半額の5,000万円を今回積み立てることとしております。

**○議長（今井泰照君）**

ほかに質疑はありませんか。

北村議員。

**○5番（北村清美君）**

同じ関連質問ですけど、この26ページのその積立金というのは、現在の残高は幾らあるん

ですか。

○議長（今井泰照君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

すみません、その5,000万積立前の金額で、1億3,316万6,939円でございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

積立て前とおっしゃいましたか、積立て後ですか。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

前です。

○5番（北村清美君）

前。

○議長（今井泰照君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

まだ入ってきてませんので、入ったら1億8,316万6,939円になります。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

ページ数、21ページをお願いします。2款、4項、1目の出産一時金が126万減になっていますけど、実際、令和元年度で赤ちゃんって何名生まれたのか、教えてください。

○議長（今井泰照君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

今回、国保の被保険者の中では3名が出産されて、3名誕生されております。正確な数字じゃないかもしれないんですけども、4月1日現在のゼロ歳児というのが101人いらっしゃいましたので、令和元年度中はそれぐらいではないかと推測されます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井泰照君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（今井泰照君）**

起立全員であります。したがって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

**日程第10 議案第33号**

**○議長（今井泰照君）**

日程第10. 議案第33号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

**○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）**

議案第33号 専決第5号 令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

内容を説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,490万円とするものでございます。

内容につきましては、決算見込みに伴う調整となっております。

6ページをお願いします。

1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料、19万8,000円の減、2目、普通徴収保険料、9万7,000円の減、いずれも実績見込みによるものです。

8ページをお願いします。

3款、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金について、事務費に係る費用の実績に伴い14万9,000円を減額しています。



次に、歳出でございます。

12ページをお願いします。

1 款. 総務費、1 項、1 目. 一般管理費について、実績を見込み15万4,000円を減額して  
います。

14ページをお願いします。

2 款. 後期高齢者医療広域連合納付金、1 項、1 目、19 節. 後期高齢者医療広域連合納付  
金について25万4,000円の減額を行っています。こちらも実績見込みによるものです。

15ページをお願いします。

3 款. 諸支出金、1 項、1 目. 保険料還付金から、実績に基づき14万円を減額しています。

16ページをお願いします。

4 款、1 項、1 目. 予備費について、予算の調整で、10万3,000円を増額しています。

以上で、令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わ  
ります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**○議長（今井泰照君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井泰照君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井泰照君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（今井泰照君）**

起立全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 議案第34号

○議長（今井泰照君）

日程第11. 議案第34号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

それでは、議案第34号 専決第6号 令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、ここに報告し承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,180万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,040万円とするものでございます。今回の補正は、決算を見込み、全体の整理を行ったものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款. 国庫支出金から10ページの6款県支出金、ここまですつきましては、国や県、支払い基金それぞれが定めた事業費から算定された交付決定額により整理を行っております。

11ページをお願いいたします。

8款. 繰入金、1項. 一般会計繰入金につきましては、1目から3目、それぞれ精算見込みから減額を行っております。

14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款. 保険給付費につきましては、1項. 介護サービス等諸費から18ページの6項. 特定入所者介護サービス等費までの費用につきまして、利用者のサービス利用に伴うもので、精算見込みによりまして、それぞれ整理を行い、2款、総額で2,920万円を減額しております。

19ページをお願いいたします。

3款. 地域支援事業費、1項、1目. 総合事業費、19節. 負担金補助金及び交付金につい

て、要支援認定者のサービス利用に伴うもので、精算見込みにより490万円を減額しております。

20ページをお願いいたします。

同じく3款、2項、4目、包括的継続的ケアマネジメント支援事業費、7節、賃金について、204万円を減額しております。包括支援センターの事業量の増に伴いまして、4名の臨時職員の採用を計画しておりましたが、最終的に3名の補助にとどまったものでございます。

6目、包括的支援事業（社会保障充実分）でございますが、7節、賃金について100万円を減額しております。生活支援コーディネーターについて、当初、フルタイムによる雇用を予定しておりましたけれども、パートタイムでの雇用となったことで減額をさせてもらっております。

22ページをお願いいたします。

6款、基金積立金、1項、1目、介護給付費準備基金積立金に2,700万円を追加しております。令和元年度歳計余剰金見込額から基金に積立てを行いまして、次年度以降の介護給付費の増に対応するため、ここに積立てを行っております。令和元年度末の予定で2億6,276万円を予定しております。

以上で、令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明をお願いいたします。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（今井泰照君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井泰照君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井泰照君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第34号は原案のとおり承認されました。

日程第12 議案第35号

○議長（今井泰照君）

日程第12. 議案第35号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第35号 専決第7号について説明いたします。

令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分としたものの承認を求めるものであります。

歳入歳出として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ320万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,906、失礼しました。3億1,960万円とするもので、補正後の歳入歳出予算の金額を第1表歳入歳出予算補正によるものです。今回は決算を見込んだ補正となっております。

4ページを御覧ください。

第2表地方債補正でございます。

これは、公共下水道事業を目的に借入れを行うもので、起債の方法、利率、償還の方法は一般会計と同様であります。補正前の限度額2,270万円を補正後1,800万円に減額するものです。

それでは、内容について御説明いたします。

10ページをお願いします。

まず歳入ですが、4款、1項、1目. 一般会計繰入金、補正額を590万円の減額としています。歳入歳出予算の計上によるものです。

続いて11ページ。

6款、1項、1目. 雑入、補正額735万4,000円を増額するものでございます。これは、過年度分の消費税還付金によるものです。

続きまして、12ページ。

7款、1項、1目. 下水道事業債、補正額470万円を減額するものです。これは下水道工

事の実績により下水道事業債の借入れが減額となったものです。

13ページをお願いします。

歳出でございます。

1款、1項、3目、処理場管理費、補正額126万9,000円を減額するものです。これは各節、実績による減額となるものです。

続きまして、14ページ。

2款、1項、1目、管渠建設費、補正額193万1,000円を減額するものです。主なものは、工事費、工事請負費の減によるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

**○議長（今井泰照君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井泰照君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井泰照君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（今井泰照君）**

起立全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

### 日程第13 議案第36号

**○議長（今井泰照君）**

日程第13、議案第36号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

**○企画財政課長（藤澤英忠君）**

議案第36号 専決第8号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したものについて承認を求めるものでございます。

内容としては、歳入歳出それぞれ14億9,500万円を増額し、総額を95億7,600万円とするものです。今回の補正は、国の特別定額給付金事業及び子育て世帯への臨時特別給付金事業に伴うものでございます。

6ページをお願いします。

歳入につきましては、全額国庫補助金でございまして、特別定額給付費及びその事務費として14億6,800万円、子育て世帯への臨時特別給付費及びその事務費として2,700万円を計上しております。

7ページをお願いします。

歳出につきましては、まず、2款、1項、総務管理費にそれぞれの給付事務に必要なシステム改修委託料として270万7,000円を計上しております。

8ページをお願いします。

3款、1項、社会福祉費は、特別給付金に係るものでございまして、給付金そのものとして、町の人口に10万円を掛けました14億6,060万円を計上し、支給事務を補助します会計年度任用職員の報酬等事務費を合わせまして14億6,609万9,000円を計上しております。

9ページをお願いします。

3款、2項、児童福祉費は、子育て世帯臨時特別給付金に係るものでございまして、給付金そのものとして、対象児童数に1万円を掛けました2,100万円を計上し、支給事務を補助します会計年度任用職員の報酬等事務費を合わせまして2,619万4,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

ページ数、8ページですけど、特別定額給付金について何点かお伺いしたいと思います。

1点目に、この特別定額給付金の申請書ですけど、何世帯に送付されたか。

2点目に、現在の進捗状況はどうなっているか。

3点目なんですけど、多分この基準日というのが4月27日現在というのがあったと思うんですが、この基準日の後にもし死亡されたりとか、転居された場合はどうなるのか、お知らせください。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

まず、第1点目であります、申請の御案内を差し上げた世帯と、世帯数につきましては、5,239世帯、対象人員で言うと1万4,576人分でございます。

2点目の現在の状況ということですが、申請の御案内を出したのが、郵便局への発送が5月9日土曜日でございます。各世帯への配付が11日から行われているようでございます。

それから、現在の状況で、昨日現在でございますけども、郵送による申請の受理が2,152件、それと、もう一つの手段でありますマイナポータルを活用したオンライン申請につきましては51件、それと、本来、感染拡大防止のためにその2点をという形でしたけども、どうしても窓口での受け付けもせざるを得ませんでした。窓口による申請が331件、合計で2,534件を受理しております。割合で言うと、48.4%での申請が戻ってきているという形になります。本日の動向で、ちょっと郵便、郵送での申請書が到着しているのが729件、本日来ているということで確認をしております。

3点目の、基準日が4月27日ということで、住民の移動があった、死亡とか転居、転出等という形になるかと思えますけども、4月27日現在に本町の住民基本台帳に登録されている方が対象となりますので、その日まで御生存の方につきましては対象になります。翌日28日に亡くなられた場合ももちろん対象になります。26日に亡くなられていれば、もちろん対象外になります。出生につきましても、27日までに誕生された方については対象になる。ただ、出生届については2週間という形での届けのあれがありますけども、一応配送、申請書の御案内をするときまでに一応確認をして、対象者はいらっしゃらなかったということで確認をしております。

それと、転出転入につきましても、同じように、26日現在でいらっしゃった方という形になりますので、26日以前に町外へ行かれた場合につきましては、転出されたところでの受理となり、支給、給付を受けられるということと、28日以降に転入された方につきましては、従前の登録地で受給を受けられるという形になります。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

次に、一つ聞きたいんですけど、配偶者からDV等を受けられた方に対しての申請の件ですけど、何日からやったかな、4月30日までに申出をすれば世帯に配付なんですけど、その個人に配付できるような多分申出ができるというのがあったんですが、4月30日以降、4月30日までにその申出ができなかった場合はどうなるのか、お知らせください。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

配偶者からの暴力を理由とした、いわゆるDVの方についてなんですけども、もちろん既に住所登録をこちらにされている方については、その住民票の登録をされている方については対象となります。それで、議員が言われているのは、住所は、居住地が波佐見町にあって、まだ住民登録をされていない方という形の件だと思います。

先ほど言われた4月30日までに申出ということなんですけれども、国のほうが示した指針によりますと、4月の24日から4月の30日までの間にその申出書を出していただければ、実際住民票を登録されていなくても、波佐見町にいらっしゃれば、その方も波佐見町での支給対象になるという形になっております。その手続については、一応、国が示したとおりに、ちょっと濁した言い方になるかも分かりませんが、処理をするような形でおりました。

それと、その後、どうなのかということなんですけども、国のほうからは、またはその後にもそういった申出があった場合については適切に処理をするようにということになっておりますので、基準日、4月27日から波佐見町にいらっしゃったという形であることが確認できれば、その確認書とか、女性支援センターとかに相談をされているとか、あるいは警察への相談をされているとか、事実確認が取れるようであれば波佐見町での受給という形になりますので、その申出があった場合についてはそれも対処するようになります。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

石峰議員。



○13番（石峰 実君）

一つだけ確認しますけれども、申請書の中で、希望しない場合はチェックをすることになって  
いますけれども、逆に、希望しても、誤ってチェックをした場合、その場合は、確認とか、  
あるいは後日、そういう誤りで来なかったという場合に、そういったその対処はどうされま  
すか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

誤ってということであれば、もちろん、その時点で気づかれれば、一応、朱書きで訂正を、  
見え消しをされるという形で対応してもらうようになっていますけども、それをしたか、し  
ないかというところが分からずに出された場合というのが、ちょっとどうなるかというところ  
はありますけれども、基本的には本人の意思という形でせざるを得ないかなと思っており  
ます。こちらのほうから、今、現時点、申請書、確認をしておりますけども、辞退をされる  
というあれはちょっとなかったみたいではあります。ただ、あった場合については、取りあ  
えずはその申請書を、その趣旨として、本人の意思として捉えて支給をするような形で考え  
ております。その後、本人さんから、いや、ちょっと金額が合わないとかという形の中であ  
った場合については、その分については、まだ明確な処理の方法等が、国からの通達等があ  
りませんので、こちらのほうから対応については確認をしまして、どのようにするかは対応  
させていただきたいと思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

7ページ、2款、1項、13目の12節、システム改修委託料の件なんですけど、これはR K  
Kのほうでされるんじゃないか、委託されるんじゃないかなと思うんですけど、こういう金  
額なんですけど、どういう形でこの金額がかかるのかということですね。

それで、例えば、国の二次的なこういう給付の金額が出た場合とかが、こういうシステム  
料は発生するのかどうかですね。これを委託している機関というか時間がかかなりスピード感  
を緩めるといような感じがするんですけど、R K Kというところがどんだけの自治体を持  
っているか知りませんが、こういう費用は、こういうことが、制度があればあるだけ、毎

回かかっていくものなのかというのを含めてお知らせください。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

この費用は確かにおっしゃるとおりRKK、うちの電算を委託しているRKKシステムから見積りをいただいて計上しているものでございますけども、基本、どこの自治体もこの金額であると。あと若干のその人口的なものが加味されるというのはちょっとお聞きはしておりますけども、こういった見積りによって計上させていただいています。

それと、あと、RKKシステム様もこのコロナの影響を受けまして、在宅勤務、テレワーク等で、なかなか仕事はかどらないということはお聞きしております。それで、こういった突発的なシステムについては、一、二か月ほど、大体改修に要するということもございますけれども、4月からということで在宅勤務をされている中でも、1か月ほどで作り上げていただいているという状況でございます。

まずは、その申請書を打ち出すシステム、その住基の情報からその申請書を持ってくるシステムを、5月の連休中に改修がございまして、5月の7日からうちのシステムが動かして申請書を打ち出しております。今週中が、今週の予定として、今週やったですかね、次はその支払いのシステムのほうを改修をされるというところで、来週あたりからそういった支払いについてのちょっと試験等を行って、間違いなくできるかということで、来週からそういった支払いの次は事務に入ってこようかと思っております。

あと、途中の改修につきましても、そこら辺りはまた追加費用が発生するかということろだと思っておりますけども、そこについても、ちょっとRKKさんと協議をするようなことになろうかとは思っております。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

まず、この特別定額給付金なんですけども、従前は、生活支援臨時給付金として30万円、これは生活困窮者という限定で準備が進められておりました。国のほうが、4月の22日でしたかね。閣議のほうで、急遽全員対象ということ、全国に対象ということで、一律10万円の支給という形で急遽変わったというところがあります。ただ、その生活支援給付金の予定されていた場合についても、国のほうからは、やはり各市町村の事務量の簡素化等、やっぱり電算処理で業務を行っているということでもありますので、システムの改修の着手等について

は、直接、市町村ではなくて、大手のシステムベンチャーが構築するところ、うちで言えば RKK ですけれども、そこには一応、国のほうから直接システムの改修等については流れは行っておりまして。急遽、今回、閣議決定であって、また同じような形で、システムの改修の依頼は、各市町村からじゃなくて、国のほうからもそちらのほうに情報は行っていたという流れではあります。

ただ、どうしても連休中ということもあって、RKK システムのほうもやっぱり在宅勤務等という流れの中で出勤ができないということで、連休中、5月の3日から4日にかけて、まず、申請書を出すためのシステムを構築したという形で、先ほど総務課長が言いましたように、システムを一遍に作るができないということで、段階的に3段階に分けて作るという形になっております。

補足ですけれども、今度支払いに係る金融機関についても、総務省のほうから、金融庁のほうを通じて、速やかな給付ができるような体制づくりをするようにという形で、国のほうからの働きかけもあっております。

以上です。

**○議長（今井泰照君）**

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

**○2番（城後 光君）**

特別定額給付金の申請は、あとオンラインが51件と、あまり全体的には多くないと思うんですけど、マスコミ報道等では、マイナンバーカードのパスワードとか、いろんな形で、窓口申請、別の申請等、申込みに来られる方が多いというふうには伺っていますが、波佐見町のほうはどういう状況でしょうか。

**○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。**

**○住民福祉課長（中村和彦君）**

現在、マイナンバーカードを所持されている方につきましては、ちょっと確定している数字で申し訳ございませんけれども、3月末日現在で1,616人になります。それと、このマイナンバーカードを活用し、マイナポータルですね、政府が運営するウェブサイトですけども、それを活用してオンライン申請ができるわけですけども、これにつきましても、世帯主の方が申請となりますので、家族の中で持っていらっしゃっても世帯主でなければできないとい

う形になりますので、恐らく申請ができられるというのは、1,616よりも半数以下だとは思っております。ですから、オンライン申請が、政府の見解としては、やはり感染症予防対策のためにという形で、郵送かオンラインという形になっておりましたけども、都市部ではやっぱりそういうあれもあるんですけども、波佐見町の場合についてはこのくらいの数字なのか、100件程度かなと、ちょっと予想はしておりますけれども、この状況になっています。

あと、今、マスコミ報道で、パスワードがちょっとこう違うとかというのがありますけども、基本的にマイナンバーカードを取得された際に設定をするようになりますけども、その時期にメモ書きか何かされているのを忘れたとか、あるいは登録をされていない方もいらっしゃるかと思います。それと、住所が移られたりした場合については、その時点で新たに設定をしないとイケないようになっていますけども、それをちょっと設定をしていらっしゃるなかったという方も聞いてはおります。

ただ、波佐見町において何件かパスワードを忘れたとかという形で来られた方が何人いらっしゃることはありますけど、その実数は分かりませんが、何人か来られたということで確認はしております。その場合については、都市部のような煩雑するような形ではなくて、適宜対応はできる状況であります。

ただ、一時期、連休中に、システムを、マイナンバーカードのしている、正式名称、ちょっとあれなんですけど、ジーレイス、何ですかね、公共。すみません、地方公共団体情報システム機構ですね、にアクセスが殺到したということで、その対応が市町村のほうでもちょっとできなくて、1時間から2時間待ちとかというあれがあったということでは聞いております。その分についても、それが無いような形で、極力時間外に延長をして業務をするようなという形で、これは今度、住民基本台帳を管理する戸籍系のほうには通達が来ております。

以上です。

**○議長（今井泰照君）**

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

**○3番（横山聖代君）**

ページ数、9ページなんですけど、子育て世帯臨時特別給付金についてちょっと一つ聞きたい、聞きたいというか、ちょっと確認です。どっかに書いてあったと思うんですけど、この上乗せの1万円は何月分に上乗せになるんですかね。

○議長（今井泰照君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

支給月ということですが、今、6月の児童手当に上乗せする形で進めております。が通常の方ですが、通常、市町村の窓口で対象になるのは公務員以外の方になっておりまして、公務員の方、その役場と申しますか、市役所とかそういう事業所から支出をされますので、公務員さんに関しては、少し遅れて、8月とかになる可能性がございます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり承認されました。

#### 日程第14 議案第37号

○議長（今井泰照君）

日程第14. 議案第37号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第37号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれに1億9,900万円を追加し、総額を97億

7,500万円とするものです。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に対する予防や、感染者、濃厚接触者等支援、町独自の緊急経済対策等について所要額を計上しております。

6ページ及び7ページをお願いします。

歳入につきましては、9款、1項、1目。地方交付税を1,000万円。

17款、1項、5目。ふるさとづくり応援基金繰入金を1億8,900万円充てることとしております。

なお、国において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度が創設されており、本町におきましても、実施計画を作成、提出することとしております。交付決定された際には財源の組替えを予定しておりますので、その際には、後の議会でお諮りいたします。

歳出につきましては、それぞれの担当課から説明いたします。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明いたします。

8ページをお願いします。

4款、1項、2目。予防費、10節。需用費を527万8,000円増額しています。新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや消毒液を購入する費用のほか、濃厚接触者等の方を支援する経費として計上しています。また、18節。備品購入費に110万円を計上していますが、感染が確認された場合には素早い消毒が必要となりますので、感染拡大を防ぐため、噴霧器を導入するものです。

以上で、子ども・健康保険課所管の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

それでは、農林課所管の補正予算の内容の説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

6款、1項、2目。農業総務費に464万9,000円を増額補正いたしております。こちらにつきましては、新型コロナウイルス緊急経済対策に係る会計年度任用職員を雇用する経費として増額補正をいたしております。

今回の会計年度任用職員でございますけども、作業内容といたしましては、林道ののり面

の草刈り、それから側溝の土砂撤去等の作業をしていただくというような形になっております。

以上、説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

続きまして、商工観光課関連の説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

7款、1項、2目、商工振興費、1億7,408万8,000円の増額補正を計上しております。

これにつきましては、まず、12節、委託料について、テイクアウト飲食店利用促進支援事業委託料としまして、観光協会のほうに委託をする予定でございますけれども、これについては、チラシとか、クーポン券付きのチラシ、そういったテイクアウト用の飲食店のPRに対して、アナログ的な支援ということで考えております。

そして、18節の補助金につきましては、上から2番目、デリバリー、テイクアウトシステム構築事業費補助金250万ですけれども、これについては、そのテイクアウトの飲食店のテイクアウトだけではなくて、デリバリー、配達、そして、そのスマホとかインターネットでできるような仕組みの構築、そういったイニシャルコストを助成するものでございます。

そして、その一つ上の中小企業小規模企業経営安定利子補給事業費補助金、1,000万の計上でございますけれども、これについては、主に長崎県の緊急資金繰り支援資金の融資を受けられた町内の事業所、中小企業基本法に該当するような事業所を中心に、事業所に対して、売上げの減少のいろんな諸要件について、減少された方について、融資を受けられた方の利子補給を、金融機関に支払った3年間分の利子補給を、3年間で50万円を限度に支給するものでございます。実際の支給については、申請支給については、年内12月まで、確定後の1月に支給は開始するような感じになると思っております。これは利息分と保証料等全額を補助するということですね。ただし、上限があるということでお願いいたします。

あと、18節の一番下、新型コロナウイルス感染症緊急経営支援給付金、1億6,000万円計上しておりますけれども、これについては、同じく町内の事業所、または町内に住所を有する方で会社個人、中小企業基本法に規定する中小企業者、小規模企業者、事業者を対象に、3月から7月の売上げが前年度同月比で20%以上減少し、減少が1か月でもある事業所に対して一律20万円の支給を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、教育委員会関係の補正について御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

10款、1項、2目、事務局費、17節、備品購入費で、除菌噴霧器購入費として280万5,000円を計上しております。これは学校が5月18日から再開いたしますが、これら学校施設、社会教育施設、体育施設の除菌のため、消毒液を手動、あるいは時間設定で噴霧ができる、可動式の噴霧器10台分の購入費となります。なお、教育委員会事務局で一括で管理をいたしますので、事務局費に計上させていただいております。

次ページ、12ページをお願いいたします。

まず、各学校の管理費の10節、需用費に計上しています消耗品費でございますが、これは先ほど説明しました除菌の噴霧器の消毒液の購入費になります。

次、12節、委託料で、学校施設消毒業務委託料をそれぞれ各学校の管理費に計上しておりますが、これも、この自動噴霧器の、すみません、除菌噴霧器を、学校で除菌する際に業者に委託する作業の委託料でございます。

そして、各学校の教育振興費に計上しています教材費でございますが、今回の新型コロナウイルスの保護者家計の経済的支援策として、全世帯の全保護者世帯を対象に、保護者が学校から購入する教材を、直接、町が業者から購入し、そして保護者に配付をすることで、保護者の実質的な負担の軽減を図るものでございます。教材費は各学年で若干異なりますので、調査の上、実費相当を計上させていただいております。

その下、19節、扶助費でございます。これも各学校の教育振興費に計上させていただいておりますが、要・準要保護児童昼食費助成費でございます。これについては、要・準要保護世帯、いわゆる就学援助の世帯でございますが、学校が休校になったことに伴い、給食費は発生しませんが、一方で子供たちが家にいますので、昼食費が逆に発生をいたします。したがって、そういった就学援助の世帯の経済的支援をするために、給食費相当額を就学援助世帯へ直接補助をしたいということで、各学校の教育振興費に計上させていただいているものでございます。

次ページ、14ページをお願いいたします。



10款、5項、1目。保健体育総務費、12節。委託料でございます。放課後児童クラブ運動支援事業委託料として101万8,000円を計上させていただいております。学校は再開するわけですが、学校においては、やはりこの3密に配慮した授業が展開をされます。子供たち、大変、学校の中でも、また学童に行っても、なかなかストレスを抱えているのではないかなと思いますので、しかるべくインストラクターを学童クラブのほうに派遣をいたしまして、運動をしてストレス発散をしてみようかというふうに考えております。これは大変学童クラブの支援員さんも現在苛酷な中で業務をされておりますので、その負担軽減の意味も兼ねて計上させていただいておるところでございます。町内には学童クラブが3か所ございますので、各1週間程度回ること、所要額を計上させていただいております。

以上で、令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（今井泰照君）**

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

**○4番（三石 孝君）**

最初に7ページの、今回のコロナウイルスに対する部分の財源的な事柄に説明がございましたけれども、政府が以前から臨時交付金を出すというふうなことをおっしゃっております。先ほど御説明の中では、今回ふるさとづくり応援基金のほうで1億8,900万、これはその後、臨時交付金が決定、支出された折には差し替えるというふうな表現で御説明がっておりますが、結局、取りあえず、こういうふるさとづくり応援基金のほうで今回のコロナウイルスの対策をやり、その後、臨時交付金が交付された際には戻すという理解でよろしいんでしょうかというのが1点。

それと、10ページになりますが、商工振興費の中の18節で、2番目にデリバリーテイクアウトシステム構築事業補助金というのがあった。ここの内容は、配達だ、かれこれと御説明がございましたが、中がよく理解できなかったもので、再度詳しく御説明ください。

3番目に、その下の新型コロナウイルス感染症緊急経営支援給付金についてなんですけど、波佐見町の法人が436と、個人が336、772、今回予算化されているのは約800事業所、事業者等に各20万ということで1億6,000万上げられています。これをいろんな形で広報、有線放送を使ったりとか、何ていうんですか、波佐見の商工会じゃないですけど、カードは何てい

うんですかな、波佐見グーペですか、あれで御案内されていますが、なかなかその事業者にこの制度があることが伝わっていないのが実情で。

確かに町長が以前からおっしゃるとおり、この焼き物業界においては、このコロナウイルスの影響というのも多大で、じわじわとその影響が現れてくるんだと思いますが、こういう全ての人が、波佐見町のホームページからその申請書をダウンロードして、その申請に当たるといふようなことも考えたら、やっぱり高齢の御夫婦でされているところもあるわけですね。

現実的に申告されたら772でございますから、これについては、丁寧に、やっぱり今回の10万円の国の支給みたいに御案内等を出したほうがよかったんでないかというふうに思っていますが、その辺についてはいかがでしょう。

3点です。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

1点目、財源についてのお尋ねでございます。国の臨時交付金ですが、既に国会のほうで予算が通っている交付金を、第1次、第2次に分けて交付されることになっております。第1次の分として、町の単独分に充てる予算として、9,100万円ほど、波佐見町の分が限度額として示されております。これを交付いただくに当たっては、このコロナ対策としての町の実施計画を作成して国に提出することとなっております。これが5月末までに提出することとなっております。これを提出した後に国のほうで審査がございまして、どの事業に幾ら充てられるということが決まりますので、一旦は特別交付税等、ふるさとづくり応援基金に使うことといたしております。交付金の採択があった際には組替えを予定しております。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず、10ページのデリバリーのシステムについて、内容ということですので、内容説明させていただきます。

まず、このデリバリーについては、今、各飲食店、各飲食店が非常に来場者がいらっしやらないということで、テイクアウトにシフトしていつていらっしやる事業所が相当ありますけれども、その事業者や飲食店がなかなか配達までの人手が足りない、配達ができないという

声もありましたので、そうであれば、配達する仕組みをつくったらどうかということで、当初、システムの構築だけの、スマホだけでの申込みでできるような仕組みの構築を考えておりましたけども、ただ、町内にはスマホを使いづらい方もいらっしゃるし、高齢の方もいらっしゃると思いますので、まず3パターンの、インターネットを通じて申し込む方法、また、電話で配達事業者に連絡する方法、また、飲食店に直接、配達是要らない、自分で直接電話して飲食店に取りに行くという3パターンを、三つのパターンを考えて、それを仕組み化したものでございます。仕組み化するものでありまして、ネットで注文しても、宅配事業者に連絡が自動的に、宅配事業者と飲食店に連絡がそのまま行く、電話で宅配事業者に連絡していただければ、そこに、そこからまた飲食店に連絡が行く。そういう仕組みを構築をしまして、配送料300円で配達をするという仕組みづくりを今目指しているところであります。

そして、何を支援するのかといたら、この仕組み、システムの構築費用ですね。それと、配達に対する初期費用、インシャル的なコストですね。配送車の手配、車の手配だったりとか、最初、その300円、300円を最初833人に無料にしようというキャンペーンも行うように考えております。ただ、その300円もらっただけでは、なかなか事業として成り立たない部分がありますので、当初スタート時点での人件費の助成とか、そういったところを宅配事業者に委託すると、委託といたしますか、補助金を出すच्छゅうことでこの事業の組立てを行っていこうと思っております。

今から、このコロナだけじゃなくて、今から波佐見町にテイクアウトとデリバリーの仕組みが構築するように、最初のスタートを後押しするという支援でございます。

それに最初に町民向けにも、最初、先着833人には300円の配送料を無料にする、その費用も町で支援をするというような仕組みでございます。まだ始まっていないものですから、ちょっとぴんとこないところもあるんですけども、要は、テイクアウトを配達してくれる事業を今から若い人たちで組立てていくというような、それに対する最初の後押しをするというような支援でございます。

そして、20万円の給付金についてですけれども、非常に広報のほうがりていないんじゃないかということでの御指摘で、そういうところもかなりあるかと思っております。今、広報の状況としては、マスコミ各社、有線放送、あと商工会を通じたお知らせ、あと商業組合、工業組合、商店振興会、あと町のラインですね。あと社会福祉協議会、波佐見焼振興会、あと銀行、十八・親和の銀行、役場庁舎等のホームページとか、チラシを配って広報している

ところで、ただ、これだけではなかなか伝えられないというところもあって、今度、自治会配付で全世帯のほうにチラシを配付させていただきたいと、配付をする予定です。

そして、これを申請書なり、全事業所に配っちゃどうかということなんですけども、我々、この商工観光課の部門としては、そういった事業所の把握が全てできていないというのが現状でございます。あくまで税情報的に全体の数字的なものは教えてもらいましたけども、税情報のそのままの流用はなかなか厳しいものがあるんじゃないかなというところがございますので、そういうところも、もちろん全部に配ればいいんですけども、そこまで至っていない。ただ、知らずに申請ができなかったというのは避けたいと思いますので、今後、こういう広報についても強化をして進めていきたいと思っていますし、今申請に来られている方についても、いろいろ議員さんからも、各事業所に申請書を配っていただいて非常に助かっているという声も、申請の中で、申請者から喜びの声も私たちも聞いているところがございます。それについては、私たちの手が回らないところをそういうふうにしていただいたことについては非常にありがたいことだというふうに思っているわけでございます。

今後も議員の皆さんにもちょっとPRにもお手伝いをしていただきながらも、私たちもできるだけ多くの人に申請漏れがないように、PRについては力を入れていきたいというふうに思っております。

あとは、ちなみに、5月14日現在の申請者数については、211件の申請受け付けをしております。5月7、8日に受け付けをした分については、本日、給付予定、振込予定でございます。5月11、12日に申請された分については、5月19日に支払い予定ということしております。その後については今後協議をさせていただきたいというふうに思っております。

このスピード感については、議員の皆さんからも非常に厳しく指摘されておりますので、ここについてはできるだけ早くというのを念頭に置いて対応させていただいておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。2時10分より再開いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

**○4番（三石 孝君）**

すみません、10ページにございますが、先ほど課長のほうからの御説明がありましたけれども、新型コロナウイルス感染緊急経営支援給付金、これは他町に例がない、素晴らしい給付制度をつくっていただいております。とても他町の皆さんからは羨ましがられているのが現状でございます。

この制度自体を、ぜひとも今経営に危惧されている事業所の皆さん方に使っていただくために、先ほど課長のほうから、自治会も通じながらお知らせをされるということでございましたし、もし可能であれば、御自分がなさっている仕事、事業が該当するのか、しないのかって不安になっている。どうなのかと思っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃるんですね。そういうふうに御判断を決めかねているというか、そういう方もいらっしゃいますので、そういう方が不安になったら、電話を1本、商工観光課のほうにかけていただくような御案内もしていただくと、とても皆さん方、今の現状に対して感謝申し上げられると思います。

本当に素晴らしい制度だと思って、私もここまで町長が思い切った判断をされて、皆さん方の今の現状に何とか支援をしたいということで大きな決断をされてこの制度をつくられたということでお知らせをしています。ある意味、そういうことが、各町民おのおのに伝わるような形を取っていただければ、なお一層よろしいかと思っておりますので、その点も工夫していただいて、周知方お願いしたいと思っております。

先ほど、2番目に、ごめんなさい、最初に書いていただきましたデリバリーテイクアウトシステムの大方の中身、課長が言わんとする中身は大体分かりましたけども、この250万の積算根拠といいますか、先ほど言われたように、業者に配達してもらうんだと、注文をインターネットで、スマホだというふうなことをおっしゃいましたけれども、なかなかそこのはっきりした部分が見えてこない説明でございましたので、ざっくり、どういう形に考えているということをはっきり分かりやすく御説明をお願いできませんか。

**○議長（今井泰照君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（澤田健一君）**

まず、給付金については、おっしゃるとおり、PRを強化して、昨日の自治会長会議の中でも、まず電話で御相談くださいということでお話をしております。それで、あと、その波

佐見テレビのほうにも昨日要請をしまして、PRをしていただくようにちょっと考えておるところでございます。今後も引き続きPRに力を入れていきたいというふうに思っております。

デリバリーのほうなんですけども、まず、こういうシステムを、ウェブのシステム、あと決済システム、そういうのを構築するのに25万ぐらい。そして、あと、最初に833人に300円分を町が見るってということで、それも25万ぐらい。そして、後で配達、当初は全く、これは配達を希望している事業所は、この今回のコロナウイルスで、80%、90%の被害を受けた事業所のほうの雇用対策という位置づけも含めてしていただくように考えておりまして、そういう部分で、最初のスタートの部分の人件費を1か月分見ております。それが60万程度。あと、車両についての支援を70万程度、2台、2台で70万程度。あとは、いろいろ運営費とか、安全管理費とか、いろいろそういうところが25万程度。それで大体調整額が入れまして250万程度というような形で、これはずっと支援をするわけにはいきませんので、最初、スタートするところの一番お金がかかるところをして、後を押すことで、すっと加速するようになったらいいなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

堀池議員。

○12番（堀池主男君）

ちょっと給付金についての関連ですけども、先だって議員に配付されましたこれを見よったら、大体、法人が436、個人が336ということで、772業者があるわけですけども、ここに、一番お尋ねしたかとは、売上げが、年間売上げが幾らまでか、少なかったら申請されないのかですね。ちょっと、もううちは年間の売上、少なかけんが対象にならんやろうということをお尋ねしたんです、聞かれたんですけども、その辺の上限というのがあるわけですか。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

前年度の年間の売上げについての制限は今回設けておりません。設けていないんですけども、継続して事業をされている方ということで、例えば、もう設備も整えられて、金額は少ないけど、注文さえあればずっと事業はできるんだというような状況だったりとか、たまた

ま金額が少ないというような状況の方は該当するというふうに考えておりまして、ただ、臨時的に、ただ何ですかね、報酬的なものを1回だけもらったというような部分については、ちょっと該当しないじゃないかということで、その辺は判断させていただきますけども、基本的に事業をされている方は、前年度年収、年収が例えば20万とかでも該当するというような状況で判断をしております。

**○議長（今井泰照君）**

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

**○2番（城後 光君）**

同じく、新型コロナウイルス感染症緊急経営資金給付金についてお伺いなんですけど、議員の方が対象となる事業者さん等にヒアリングされている中で、例えば陶器市、陶器まつりとか、売上げが立つのを前提として税金の支払いを検討していたんだけど、売上げが立たないので払えないと。払えないとなると支給の対象外になってしまうので、本来は支給してほしいんだけど、申請に行けないというお声も聞かれています。こういう、例えば特別な条件に関して考慮いただいたりという考え方はあるんでしょうか。また、そういう相談等は寄せられていますでしょうか。

**○議長（今井泰照君） 商工観光課長。**

**○商工観光課長（澤田健一君）**

この条件に、町税等全て完納しているものという条件をつけさせていただいておりますけども、おっしゃるとおり、いろんな相談が来ております。それで、税務課、また、こっち、内部で協議もいたしております。例えば、悪質的じゃなく、しっかりと分納をされて、完納見込みだったりとか、誠意を持って返す努力をされて、納付する努力をされている方については考慮しないといけないじゃないかということで、今、税務課と検討しまして、そういうような方向性を持っております。ただ、その納付のそういった判断については、私たち商工観光課のほうではできませんので、税務課のほうに照会をして判断をしていただくような形で、今、協議調整をして整ったところでございます。

**○議長（今井泰照君）**

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

全協のときも申し上げたんですけども、開業から1年を満たない事業所ですね。いわゆる新規の起業家に対する取扱いでございますけども、税とか売上げで、前年度比とかっていうことが比較ができないというふうなことで、開業後の売上げだけの推移を確認するというふうなことになっておるわけですが、これに該当するような申請というのはあっておりますか。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

実際、そういう申請に見えられております。最近、最近といいますか、1年未満で事業を開始したんだということで、そういうときに、そういった今までの売上げ、開業後の売上げを見て、その落ち幅を探ったりとか、あと例えば、2月とか3月とかに開業したばかりだという人については、今落ち込んでいるわけであって、その状況を、何が平時の収入かというのがまだ確認できませんので、例えば、もう少し終息、8月いっぱいまで申請できますので、もう少し見て、例えば、6月、7月、8月が少しでも上がっていれば、そこと比べてもいいんじゃないかということで、その辺は柔軟にするようにやっております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

この趣旨、同じく支援金、給付金制度に対する質問なんです。制度自体には、早く対応していただいて感謝を申し上げたいという事業者の方も多くいらっしゃいますが、申請関係で若干質問をいたします。

まず、対象となる事業者の中に、先ほど同僚議員の似たような質問かもしれませんが、町税等全てを完納している者とあります。この確認はどうやってされるのかというのが1点と。その町税の納入状況は、個人情報保護条例、波佐見町の保護条例でいう個人情報に当たるのか。

この2点の確認をします。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）



その確認については、今、臨時的にそういう収納状況が見れるような権限を臨時的にいただいて、私たち商工観光課の職員で通常確認はするんですけども、そういった納付状況とか、そういった詳しい細部の状況、ただ、未納か未納じゃないかというのは分かるんですけども、そういった事情まで分かりませんので、そういうところは逐一、税務課に問い合わせをしているところでございます。

あと、個人情報については。

○7番（百武辰美君）

納付の状況よ。個人の納付でしょう。

○商工観光課長（澤田健一君）

個人の納付の状況ということで、個人情報に該当するというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

それなら、この申請書に不備はあるんで、ちょっと申し上げますが、例えば、この保護条例の4条の2項に、おっしゃるとおり、個人情報を収集するときは本人から収集しなければならないとあります。ただし、本人の同意があるときはこの限りでないとありますから、よその自治体の状況を見てみました。東彼杵町、川棚町、佐々町、佐世保市、大村市、近く見たんですが、申請書の中にはこう表記をしてあります。東彼杵町は、令和2年3月末時点で町税の納入状況の確認に対する同意を確認するチェック欄を設けてあってチェックをすることがあります。そして、これに同意しない人は、東彼杵町税に未納がない証明書を添付する、納入証明書を添付するということですよね。ということで、個人情報の扱いをきちんとしておられます。ところが、波佐見町の申請書を見ると、これは友人から僕は指摘を受けて調べたんですが、こういう記載が全くありません。ということは、大変厳しく言うようですが、この個人情報保護条例を守っていないということになりますが、こういう見解に対してはいかがですか。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

確かにほかの地区の申請書を見て、始まった、申請受け付けが始まった後に確認をしまして、その申請書の頭に暴力団追放のやつは載せているんですけども、その同意書をつけるべきだったということで思っております。それで途中からつけるべきじゃないかということ

で、今ちょっと協議をしているところであります。

それで、確かに当初は何枚もそういう暴力団追放とか、納税の証明書とか、何枚も申請書を用意をいたしておりました。ただ、極力スピード感を持って簡素化するというのもありましたので、そういう部分はちょっと思いつつも、ちょっとこういうような状況になってしまったということは、もちろん、それで許されるというもんじゃないんですけども、そこはちょっと不備があったんじゃないかというふうにはちょっと考えております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

早くというのはいいんですが、あくまでも言い訳にしかありませんので、これは保護条例に違反をしていることです。どういう是正をされますか。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず、今後の申請についてはそういう項目を設けさせていただきます。それで、もちろん、口頭でもそういう説明しながら話をしたいというふうに思っています。もう既に申請された方についての対応は、ちょっと内部で協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

12ページをお願いいたします。こちらの12から13ページなんですけど、学校の施設の消毒の業務委託料ということで各学校上がっておりますが、先ほどの説明で、業者に委託ということでございました。これ、大体特殊な免許か何か要るのかということと、その業者の選定、ここ辺りはどういうことを重視してなされたのかということをお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

業者の選定については、具体的な選定を今から行うわけですが、現時点で想定しているのは、NPO法人のルピナスさんに委託をしようと思っております。これは、現在、ルピナスさんが学校の施設の施錠業務を行っていただいております、各学校の間取りを熟

知をされておりますので、効率的に教室を移動しながら除菌作業ができるものではないかな  
ということ考えておりますので、その方向で内部で検討しております。

また、冒頭おっしゃっていただきました免許等については、不要ということ考えており  
ます。

**○議長（今井泰照君）**

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

**○6番（脇坂正孝君）**

9ページをお願いいたします。農林水産業費、農業費、農業総務費の中で、会計年度任用  
職員ということで2人ほど雇用予定を上げてありますけども、これは、例えば、失業をされ  
たとか、そういった条件、あるいは職安で求職をされているとか、そういった条件をつけら  
れているんですか。

**○議長（今井泰照君）** 農林課長。

**○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）**

条件につきましては、新型コロナウイルス等によって失業された方を一応救済するという  
ことが目的でございますので、募集に応募があれば、そのような方を優先して採用していく  
という形を取らせていただきたいと思います。

**○議長（今井泰照君）** 太田議員。

**○11番（太田一彦君）**

8ページ、予防費ですね。4款、1項、2目、17節のこの除菌噴霧器購入費に、もうちょ  
っとこれを詳しく教えてください、こっちのほうを。最初あまりよく聞いていなかったんで  
申し訳ありません。

それと、先ほどから出ています10ページの商工費のこの18節の新型コロナウイルス感染症  
緊急経営支援給付金ですね。このことについて、申請を受け入れられるときに、申請者の方  
にも、これ、ちょっと議運の中でも申し上げたんですけど、ぜひ、その知り合いとか、御友  
人とかにも申請の仕方、こうやってできるよと。そしたら大体何日に振り込みと、多分すぐ  
分かれると思うんで、期間は10日以内には振り込まれるよということも一緒に教えていた  
だきたいなど。それによって大分変わるんですよ。うちあたりでも来られた方に、プリント  
アウトしとって、それを渡したら、すぐ行かれた方がいて、当日行かれて、もう3時ぐらい

に手続済んだと言われる方もいらっしゃいますので、先ほどから出ていますように、まだ御存じない方が結構いらっしゃると思いますので、担当課は大変だと思いますけども、最後にそれを加えていただいて、申請が済まれた方にも、周りの方に教えてくださいと、申請の仕方を教えてくださいと言われたら、具体的なことで伝わっていきますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

8ページの17節。備品購入費でございますけれども、こちらが2台分の計上となっております。能力といいますか、背負い式の噴霧器で、通常、その農業用とかで噴霧器でございますけど、散布したらびちょびちょといいますか、水がぬれて、すぐ、またから拭きしないといけないとか、そういうものではなくて、もっとこう細かいミスト状、霧状のものを散布して、空間も消毒といいますか除菌をできるような、ちょっとこう高性能の噴霧器ということになっております。もし感染が発生した場合、すぐにそこを消毒したりとか、あるいは、もし、どちらかのお宅だったり、そういったところで感染者が発生した場合には、基本的には、その事業者だったり、お宅の人が消毒をしないといけないというふうにはなっているんですけども、なかなか個人でする部分は大変なところもございますので、役場のほうでこちらを導入させていただいて、そういう支援のほうにも活用させていただきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

議員おっしゃるとおり、申請されたときにそういう口コミというのが一番広がりやすいので、そういうふうを広げるようお願いしたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

申請者の方に、ぜひ波佐見のいいうわさをばっと流す能力がすごいあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、この噴霧器なんですけど、この背負型ということで、発生した場合ということだったんですけど、例えば、今からまたこのウイルスというのが一旦収まって、秋口にまた再発生するかもしれないと言われてますし、また新たなウイルスも発生する可能性もあり

ますので、できれば、入り口を通るときに、皆さんが噴霧されるような設備ができないのかなど。簡略的な、そういうものも考慮に入れながら今後検討していただきたいと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

そういった装置があるというのは聞き及んでおります。玄関を入るときに中をシャワー的に浴びれるような装置でございます。そういった業者さんからのちょっと情報はまだいただいているような状況でございます。ちょっとそこら辺り、調べて対応させていただければと思います。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それはもうぜひ調べてもらって、今後のためにも活用していただきたいなと思います。

もう一つ、すみません、窓口に今ビニールは張り巡らされていますけど、あれ、もう少し透明度のいいものにできないのかなど。何かすごく圧迫感を感じてですね。よそであんだけビニールハウスみたいに中が見えないような状況の形にあまりなっていないと思いますので、どうにかもうちょっと透明度のあるようなものにちょっと変えたほうが、見栄えもちょっといいんじゃないかなど。仕事をしているほうも、お互いに見えやすいほうがいいと思うんですけども、その辺は、あれはどうしてあんな透明度のないようなものになったのかですね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今しておりますビニールでございますけども、いつだったかな、4月の30日やったかな、30日から設置してやっているといます。当初、ああいったロール巻きの分を農協のほうから、そういうようなハウスに使う分で、なるべく透明度のあるものということで購入して、あの分が参りました。確かに、御指摘のとおり、ちょっと透明感に欠けるかなというふうにも思っておりますので、そこら辺り、また検討させていただければと思います。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

福田議員。

○1番（福田勝也君）

さっきの10ページの新型コロナウイルス感染緊急経営支援給付金の件ですけども、実績が3月から7月までの実績で、8月末までの受け付けということになっておりますけども、飲食業とか、あるいはその宿泊業、窯業関係というのはあからさまに早くにこういった減収が見えてきておりますけども、業種によっては、建設業とかサービス業、こういった方々については、今のところそう減少はないけども、今後そういうことがあるような感じなんですけど、この受け付けとか、あるいはその減収の7月までじゃなくして、もっと期間を長く見ると、延長する予定はございますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

一応制度上、受け付けを8月31日ということで1回、区切らせていただいておりますけども、このコロナの状況を考慮しまして、そういう延長するほうがいいということのような状況になれば、また協議をして、その辺も考えていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

先ほど、この支援給付制度の要綱について、対象となる事業所について、3番目に町税等全て完納している者という同僚議員の質問、また、改善の提案があってございました。最初に回答がいただいたときに、約3割近く、27%か幾らの方がもう申請に来られているという回答もございました。

実際、完納されていない人が、受け付けができなかった方がいらっしゃるのかどうか。また、完納されていない方でも受け付けをした人がいるのかどうか。その辺に関してお答えいただきたいし、今後、その改善策として、個人情報等の開示とか確認について、そういう要綱、チェック欄を含めてなさるといふ御回答がございましたが、以前、御申請された方と、今後御申請される方と大きな変更に伴って公平性を欠くようでは、これまた本旨にもとることになりますので、その辺は当然のこととして、形式的には同僚議員が御指摘して、改善の方向をされた方向に持っていきながらも、あまり審査をされる方が、かえって申請できなかったということにならない方向で、柔軟に対応していただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

現段階で、実際、滞納はされているけど、そういう税務課に照会の結果、分納なり完納を目指してということで、大丈夫だろうという判断をした人については、数名というか、1桁台ですけども、いらっしゃる状況で、今まで受け付けた中では、それを理由に、ちょっと言葉は悪いですが、悪質だからとか、そういう感じで断った部分はまだないということで、この町税の完納の問題については、この申請を始めてすぐあたりで検討をちょっとしたもんですから、その辺について、早い人と遅い人での差というのは今のところはないんじゃないかなというふうにちょっと考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

12ページに関連するんですけど、要保護・準要保護の児童昼食費補助で、先ほど説明があつて、給食費に代替する、昼食費を補助するという制度というふうに御説明あつたんですけども、コロナウイルスが拡大して、準要保護・要保護、今まで所得制限が満たされなかったんだけど、この対象になる世帯というのは今後増えてくると思うんですけど、その辺りの対応というのは、今のところ教育委員会としては考えられていますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

確かに今後、経済的な悪化があつて、そういった家計に影響が出てくるというふうには想定をされます。一方で、私どもの教育委員会は、そういった所得情報、税情報は全く見ることができません。そのため、やはりそういった相談があつたときには、それに代わるもの、要するに給与の明細とか、そういった類似の申請があれば、それをもって、年額に換算してということは検討に値するのではないかなと思いますので、教育委員会の定例会の中で、教育委員さんの意見もお伺いしながら、その辺を前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

日程第15 議案第38号

○議長（今井泰照君）

日程第15. 議案第38号 財産の取得についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、議案第38号について御説明いたします。

財産の取得について、別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会において議決を求めるものでございます。

令和2年5月15日。

別紙を御覧いただきたいと思っております。

財産の種類でございますけれども、第3分団消防ポンプ車、ポンプ自動車。

数量につきましては1台。

取得価格、予定価格につきましては、1,896万8,700円。

取得予定日につきましては、令和2年10月5日。

納入場所は波佐見町役場。

契約の相手方は、株式会社ヤナセ防災、代表取締役、合家崇となっております。



続きまして、入札結果一覧表を御覧いただきたいと思いますが、こちらにつきましては、4月の14日に見積りの依頼を行いまして、4月の28日に開札をいたして、結果、ヤナセ防災が落札ということでございます。

なぜに1社のみかというところで御説明をいたしたいと思いますが、ポンプ車につきましては、道路交通法の改正がございまして、以前は5トンまでが普通運転免許で運転ができました。今の入っていたのは4トン車のポンプ車でございます。それが29年の3月の改正で3.5トンまでしか認められないと。今後車の運転免許を取得される方については3.5トンまでしか運転できないというふうな道路交通法の改正がございまして、それに見合ったポンプ車の購入ということで予定しておりまして、その3.5トンのポンプ車を造っているところが、製造しているメーカーがモリタという製造メーカーしかございませんでした。そのモリタを扱っている業者さんがこのヤナセ防災と、県下には1社しかございませんでしたので、このヤナセ防災のほうに1社のみ見積りを取って、随契というような形に取らせていただいております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（今井泰照君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

**○4番（三石 孝君）**

御説明の中に1社の理由を述べられておりましたけれども、やっぱりこういう形であると、1社の言い値じゃないですか。やり方もいろいろあると思うわけですね。町内の自動車業者を介して入札を行うとかということも可能ではないかなというふうにも思います。というのは、自動車の整備工関係が入札に入ったときにも、自動車の整備工は車は造っておりません。そういうことで、いろんな形で、自由競争の中において、良質なものを安価に取得する、そういうふうな公平な取扱いを行政自身がやらないと。もう1社、言いなりですよ、こうなったら。この辺どうですか。

**○議長（今井泰照君）** 総務課長。

**○総務課長（朝長哲也君）**

御指摘のことでございますけれども、町内の業者さんにつきましては、この3.5トンのポンプを、ポンプ車を扱っているのかという情報がございませんでした。ですので、ポンプ車を扱

っている業者の中から、消防関係の扱っている業者が県内に数社ございます。その中から、3.5トンを扱っているというところで選定させていただいて、このヤナセ防災のみが扱っているということでございましたので、今回、ヤナセ防災のみで見積りを一応したわけでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

その免許の関係で縛られるというふうなことは、前回、2年前の第4分団の消防車購入のときもそのように承っているわけですが、例えば、これが県内に限らず、できれば県内が望ましいんですけども、県外辺りまで、そういうふうなメーカー、販売店を探すというふうな、そういったことは考えられないんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

県外という御指摘でございますけども、まずは地元業者さんというのをまず優先すべきかなというところで、先ほど言いましたとおり、県内にそういった消防関係の機材器具、ほかにもポンプ車、すみません、ポンプとか、扱っているところもございますけども、そういったところを優先すると。あと、それともう一つ、メンテナンスの関係もあろうかというのもございまして、県内業者ということで今回は選定をさせていただいております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

台車そのものは恐らく普通のトラックですよ。普通の車両に加工して、消防車としての働きをつけるというふうなことになろうかと思っておりますので、その辺の台車次第では、金額的にももっと違った金額が出せるかと思えますし、あるいは、そういう消防機器のメーカーなら、ちゃんとした製品が造れると思えます。そして、また県内に数社あるというふうなことでしたけども、県内の数社というのは、その辺の対応はどんな、3.5トンまでしか駄目だというふうなことでの対応ですけども、その辺は改良をされるとか、そういうふうな様子は見ないわけでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

確かに台車を購入されて、その台車にこのポンプ、消防のポンプを艤装されていくと、自

前で造り込んでいかれるというような状況になろうかと思っております。昨年、4分団の、ちょっと車両についてはトヨタの車がどうもベースになっているようでございます。そこにそのポンプの機能をずっと艤装されていて、各種公道を走れるような、試験とかなんとか、その基準をクリアされて導入されているようでございます。

先ほど言いましたとおり、この3.5トンについては、ほかの他のメーカー、業者さんが取扱いをしていないという情報でございましたので、今回こういった形で、もう1社のみ、確かに数社あったほうが競争原理が働くというのは十分分かっておりますけれども、3.5トンという制約の下、そういった1社のみ随契になってしまったというところでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

そうしますと。例えば、佐世保消防署の出張所がそこにありますですね。それとか、他の市町村、この辺は同じような整備の仕方をされているんですかね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

消防署とか、他の市町村についてまではちょっとはつきり分かりませんが、冒頭申しました、その消防団が扱うものでございますので、普通免許で運転できるというところがまずもってかなど。ほかの市町村では大型を取らせるというところもあるのかもしれませんが。そこら辺り、ちょっと確認はしておりませんが、うちとして、そういったところであれば、消防団の次は、その任用とか募集についてもそこら辺りが関わってまいりますので、一般的に普通免許がお持ちでございますので、その普通免許で乗れる3.5トンというところを整備をさせていただこうとは思っております。

○議長（今井泰照君）

脇坂議員、もう4回目です。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

関連して、ちょっとお尋ねですが、そのヤナセ防災さんがその車両を造られるメーカー的立場になるんですか。それとも、1販社になるのか、そこはどうなんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

造られるメーカーは、モリタというところが造られて、ここは代理店というか、預かるところ。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

そうであるならば、先ほど来、同僚議員もおっしゃっている、その透明性の確保でいけば、その販売店の系列は分かりませんが、1次か2次に御さんというメーカーもあるでしょうけども、もう少し研究をされて、メーカーじゃないなら、透明性の確保ができるように、2社以上の見積りを検討されたらいかがですかと思いますが、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

そうですね、そういった町内業者等々、ちょっと当たってみてから、そういったものが代理店としてできるかどうかを確認させていただいて、今後は対応させていただければと思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

今、いろんな御意見の中で改善していくということでございますが、前回、第4分団の車両の購入があっていたときも、この業者じゃなかったかなと記憶はしております。だから、その前の段階は数社による入札行為をされていたんですか。それとも、同じような形にこられていたんですか。ということは、全然4分団のこの消防車両のその購入に当たっても、同僚議員からもかなり、1社だけはおかしいやないかということが発言されていますよ。全然その改善するという意識はなくて、前、購入の過程の中の同じやつを踏襲しとるだけじゃないですか。議会から、ある意味透明性をもって公平な入札をとということを、何度となく御質問されておっしゃっているのは事実ですよ。その意思がないとですか。その改善しようとする意思が。あるならばそうしてください。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

過去において4分団が31年に導入をしておりますけども、4分団のときから、そういった3.5トンというところで、そのときも1社見積りで納入しておる状況でございます。その前が、2分団が28年度に導入しておりますけども、そこについては、まだ、その道路交通法の改

正前でございましたので、4トンで入れとって、このときはちょっと資料、手元にございませんけども、数社の見積りがあったのかなというふうには思いますけども、前回の4分団から1社の見積りということにさせていただいております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

最後になりますけれども、こういう特殊車両の故障した際の修理はどこがするんですか。まさかここがすっちななかでしょうね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

もちろんこの導入したヤナセさんにまずもって修理の依頼を行います。そこでできない部分があれば、そのモリタ、メーカーまで行くんであろうというふうには思っておりますけども。その車の動く車両の部分は町内の業者さんができます。できると思います。ポンプについて、その載せている、この消防車のポンプ車の一番メインでありますポンプについての修理については、先ほど言ったとおり、まず、このヤナセに頼んで見てもらうというような形になってこようかと思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（今井泰照君）

脇坂議員。賛成ですか、反対ですか。

○6番（脇坂正孝君）

反対です。

私は、議案第38号 財産の取得に反対の立場から意見を申し上げます。

なお、これは財産である第3分団消防ポンプ車の取得に対してはもちろん賛成するわけですが、契約上の手続において反対するものでございます。

国や地方自治体の契約においては、原則として競争入札によることとされています。随意

契約は地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに定められている場合に例外的に認められているわけでございます。その条項は9項目あるわけでございますけども、その一つであります予定価格をとってみましても、本町の契約に関する規則では、財産の買入れは80万円でございます。契約案の約1,900万円とは大きな開きがございます。今回は、恐らく2号にあります性質または目的が競争入札に適さないとき、これを適用されたと思います。しかし、これによって随意契約の条件とされたにしましても、町の財務規則ですね、契約規則では、第17条の2で、随意契約によろうとするときは、二人以上から見積書を徴しなければならないというふうになっております。明らかに原則を超えているわけでございます。

そこを機種選定ということで1社見積りにされたものと思うわけですが、約1,900万円の財産取得を1社だけの随意契約で行うということは、著しく公平な競争を欠くものと思います。選定の理由はいろいろあることではと思いますが、対応できる業者は、やはり探せば何社もあろうかと、そのように思っております。

消防車の購入に関しては、いつまでもこの状況が続くことも考えられますので、ここで、一考をお願いしまして、1社だけではなく、複数の見積りであれば、もっと有利な条件で契約できるのではないかと思いますので、そういったことでこの契約案に反対をいたします。

以上です。

○議長（今井泰照君）

賛成討論はありませんか。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立多数であります。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

## 日程第16 報告第1号

○議長（今井泰照君）

日程第16. 報告第1号 令和元年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告に

ついてを議題とします。

本案について報告を求めます。

企画財政課長。

**○企画財政課長（藤澤英忠君）**

令和元年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

別紙を御覧ください。

対象となる事業は、新庁舎建設事業や西ノ原土地区画整理事業などの12件であり、合計2億1,470万円を繰越明許費として令和2年度に繰り越しました。その財源内訳については、右側記載のとおりです。

以上、報告を終わります。

**○議長（今井泰照君）**

以上1件は報告でございますので、これで御了承願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第1回波佐見町議会臨時会を閉会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後3時2分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員